

狛江市障害福祉計画

(平成18年度～平成20年度)

狛 江 市

は じ め に

障害福祉制度は、「措置制度」から「支援費制度」へ、そして平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」へと大きな転換期を迎えました。

「障害者自立支援法」の目的は、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの提供、その他の支援を行ない、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するとあります。

また、障害福祉サービス及び提供体制の確保のため、市町村に3年間で1期とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

狛江市では、「障害福祉計画」策定にあたり、福祉関係団体の代表者、公募市民委員など様々な分野から選出された委員で構成する市民福祉推進委員会に障がい作業委員会を設置し、その中で当事者やご家族のニーズ把握のためのアンケート調査、また関係団体に対するヒアリング調査を行い、多方面からご審議いただきました。

今後、「障害福祉計画」及び「第2次あいとぴあレインボープラン」に基づき、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生きいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念にかなうよう、障がい者の自立と社会参加の促進をさらに図っていきます。

最後に、ご審議いただいた委員の方々、またアンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた皆様に、心からお礼申し上げます。

平成19年3月

狛江市長 矢野 ゆ た か

目 次

第 1 章 障害福祉計画策定の背景	・・・ 1
障害福祉計画の策定	・・・ 2
1 障害者自立支援法	・・・ 2
2 計画の位置付け及び策定方法	・・・ 5
3 計画の目的・期間	・・・ 8
狛江市の障がい者の現状	・・・ 9
1 狛江市の障がい者の現状	・・・ 9
2 アンケート集計結果	・・・ 12
3 団体ヒアリング記録	・・・ 12
第 2 章 障害福祉計画の内容	
～ 障害福祉サービス利用量の見通し～	・・・ 19
重点項目における平成 23 年度の数値目標	・・・ 20
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	・・・ 20
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	・・・ 21
3 福祉施設から一般就労への移行等	・・・ 22
サービス等の見込量	・・・ 23
1 訪問系サービス	・・・ 23
2 訪問系サービスの見込量	・・・ 24
3 日中活動系サービスと居住系サービスの体系	・・・ 25
4 日中活動系サービスの見込量	・・・ 27
5 居住系サービスの見込量	・・・ 31
6 相談支援の見込量	・・・ 32
7 地域生活支援事業の見込量	・・・ 33
計画推進に向けて	・・・ 39

「障害福祉計画」の策定を終えて . . . 41

別添（アンケート集計結果） . . . 43

資 料

狛江市市民福祉推進委員 障がい作業委員会名簿 . . . 資 1

第2次あいとびあレインボープラン - 障害者分野編 - . . . 資 2
【重点対応事業進捗状況】

第1章

障害福祉計画策定の背景

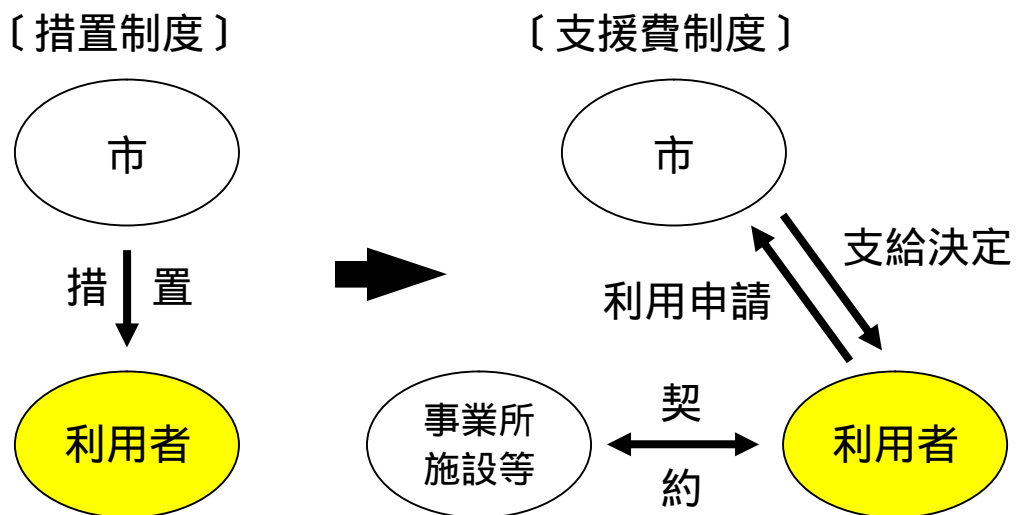
障害福祉計画の策定

1 障害者自立支援法

(1) 措置制度から支援費制度へ

平成 15 年 3 月までの障害福祉サービスのほとんどは、障がいのある人がサービスを利用する場合、サービスの内容や量なども行政が決定する「措置制度」でした。

しかし、平成 15 年 4 月から、障がいのある人が自分に合ったサービスを自ら選択することが尊重され、そのサービス利用に係る費用を行政が助成する「支援費制度」に変わりました。



(2) 支援費制度から障害者自立支援法へ

支援費制度により、新しいサービス利用者は急激に増えました。しかし、サービスが浸透するとともに以下のような様々な問題点が明らかになりました。

身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく利用しにくいこと。

サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと。

支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。

そこで、制度上の問題を解決し、利用できるサービスを充実させ、障がい者福祉の一層の推進を図るために「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行されました。

(3) 障害者自立支援法のポイント

支援費制度の実施により明らかになった問題点を解決するために、障害者自立支援法は、以下のようなポイントから制定されました。

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

障がいのある人に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。

サービスを利用する人にサービスの利用量と所得に応じた利用者負担を求めるとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に提供する。

就労支援を抜本的に強化する。

支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

また、新制度の全体像は大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」から成り立っています。

「自立支援給付」は、次の 4 つに分類されます。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」

訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」

障害の状態を、治療により改善させる場合は「自立支援医療」

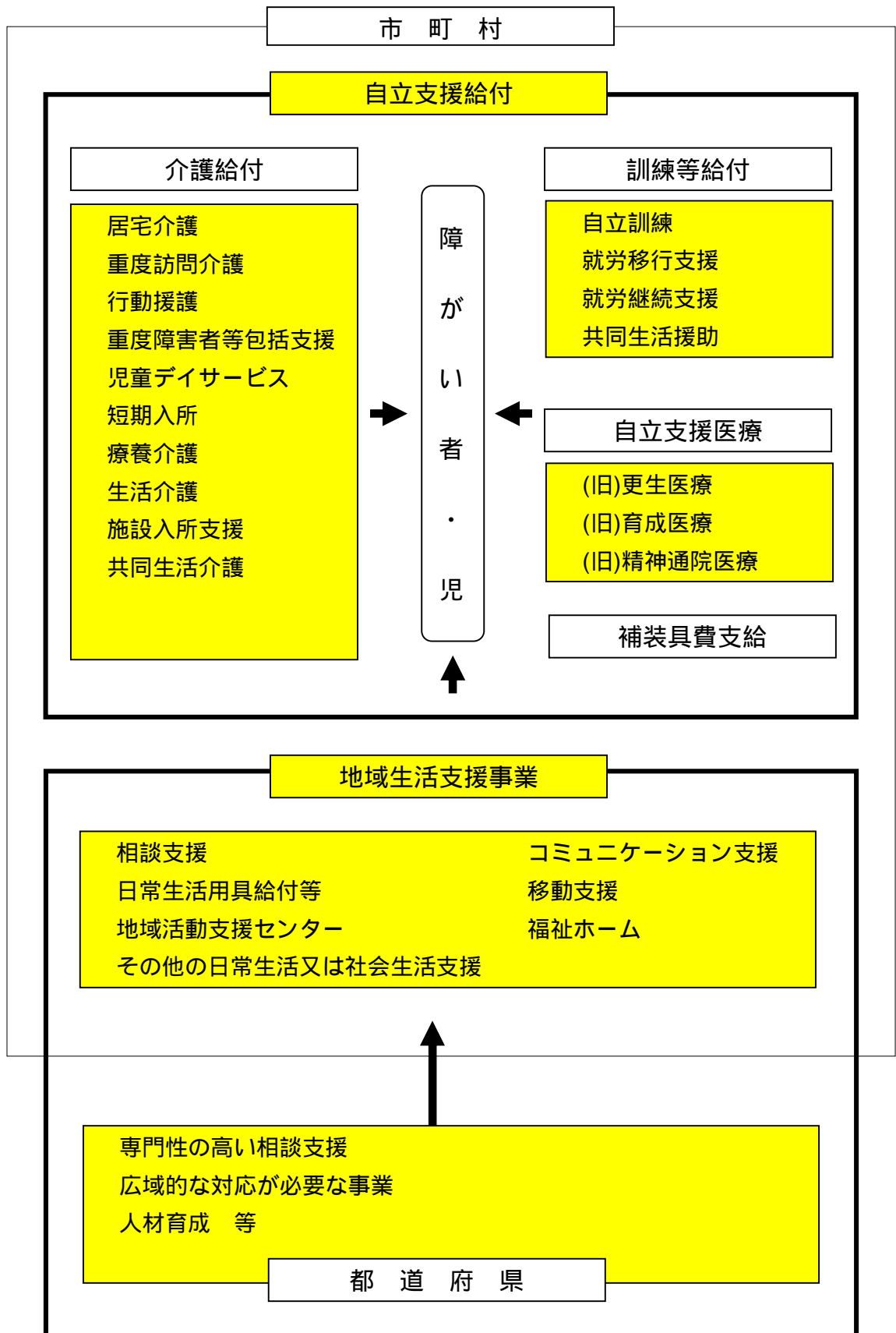
身体機能を補完・代替する場合は「補装具費支給」

「地域生活支援事業」は、法律により必ず行わなければならないと規定されている「必須事業」と、市町村の判断により実施する「任意事業」に分類されます。

必須事業 相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具
給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター

任意事業 訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業等

(参考：障害者自立支援法の全体像)



2 計画の位置付け及び策定方法

(1) 計画の根拠及び内容

市町村は、障害者自立支援法第88条の規定により、国の示す基本指針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとされています。

また、その内容については次の4点が挙げられています。

各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

狛江市では、この4点に沿って「狛江市障害福祉計画」を策定しました。

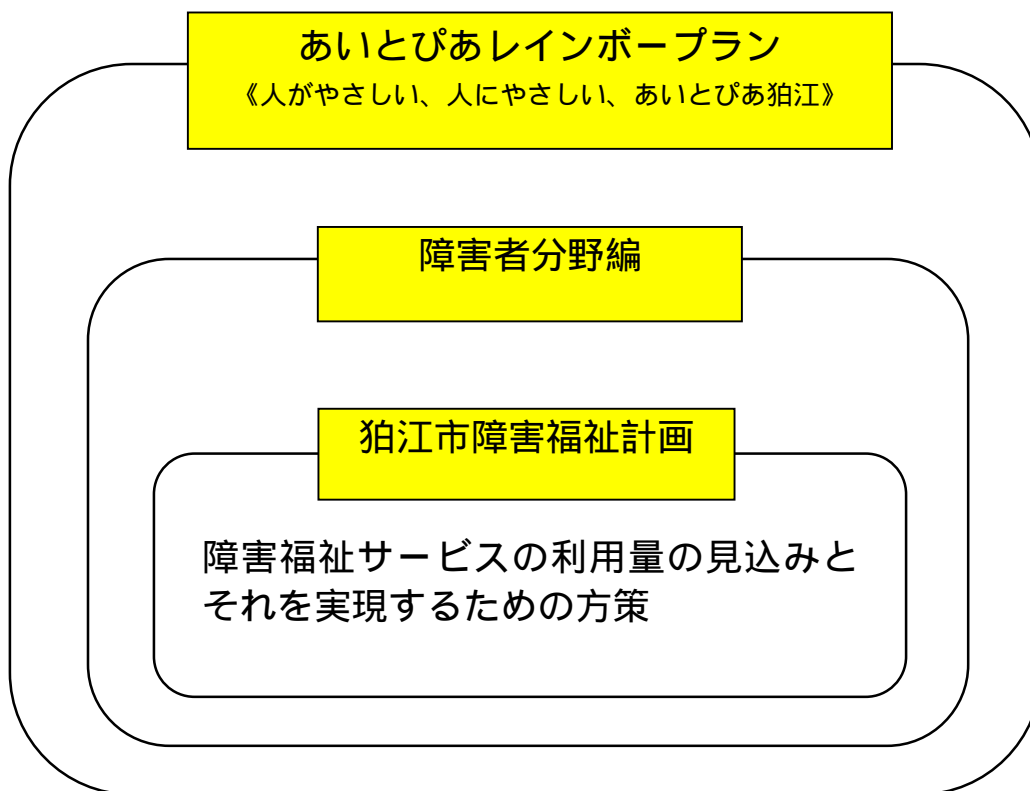
(2) 狛江市地域福祉計画及び狛江市障害者計画との関係

障害者自立支援法では、「市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、その他の法律の規定による計画であって、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

狛江市では市町村地域福祉計画は「あいとぴあレインボープラン」、市町村障害者計画は、「第2次あいとぴあレインボープラン 障害者分野編」となります。

「狛江市障害福祉計画」は、「第2次あいとぴあレインボープラン 障害者

分野編」に掲げる基本理念「ともにつくる、障がいのある人もない人も、いきいきと安心して生活できるまち・狛江」を達成するために必要な障害福祉サービスの見込量と実現するための方策を示しているものであり、「第2次あいとぴあレインボープラン 障害者分野編」の実施計画としての位置付けとなり、互いに調和のとれたものとなっています。



(3) 計画の策定方法

市民参加の手法

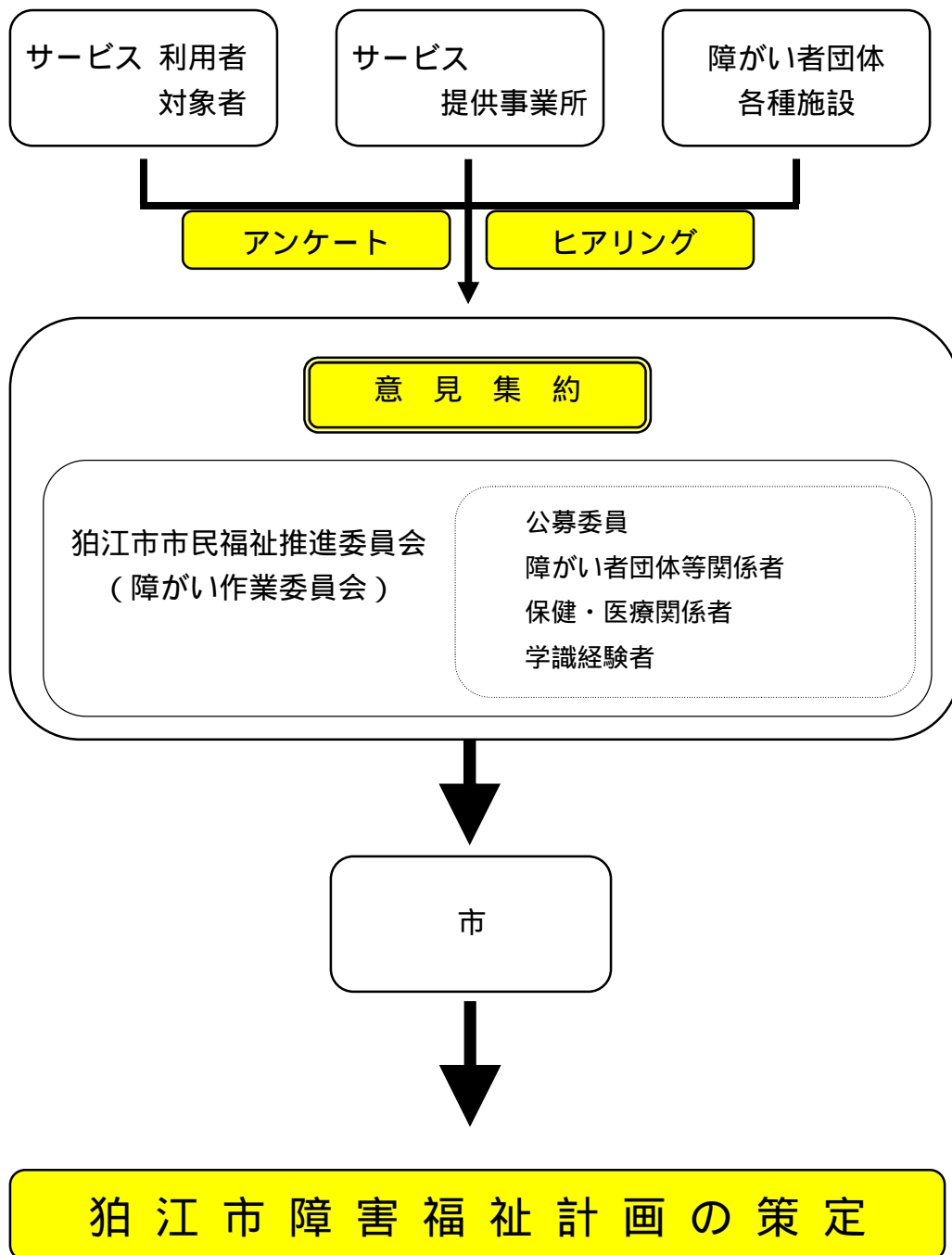
障害者自立支援法では、市町村障害福祉計画を策定する際は、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

狛江市では、早くから福祉の政策決定に市民参加の手法を取り入れてきました。平成6年に制定した狛江市福祉基本条例に基づき、公募市民委員を含んだ市民福祉推進委員会を立ち上げています。

今回の障害福祉計画の策定においても市民福祉推進委員会内の障害者分野の専門作業委員会である「障がい作業委員会」において検討を進め、その検討結果を踏まえ策定しました。

アンケート等の実施

狛江市障害福祉計画策定に向けた基礎資料として、サービス利用者・対象者、サービス提供事業所に対してアンケートを実施しました。また、障がい者団体、各種施設に対してはヒアリングを行い、たくさんの貴重なご意見をいただき、この狛江市障害福祉計画を策定しました。



3 計画の目的・期間

(1) 計画の目的

狛江市障害福祉計画の目的は、「第2次あいとぴあレインボープラン 障害者分野編」の基本理念である「ともにつくる、障がいのある人もない人も、いきいきと安心して生活できるまち・狛江」を障害福祉サービスの見込量の確保及び質の向上といった観点から実現することを目的としています。

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、さまざまな障害福祉サービスを必要な人が必要な量を受けられることができるよう、サービスの基盤整備をする必要があります。

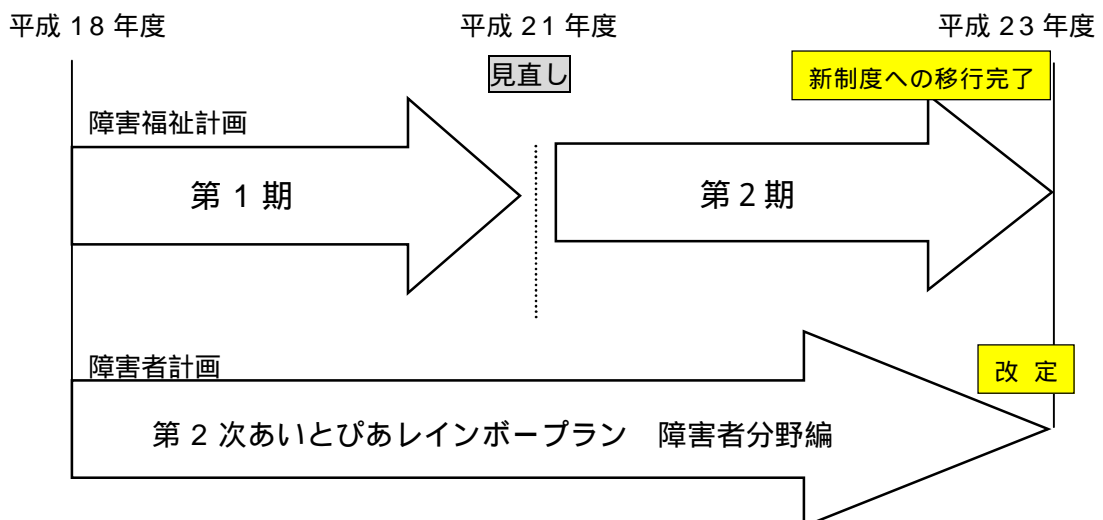
障害福祉計画では、その必要な量及びその量を確保するための方策を示しています。

(2) 計画の期間

障害福祉計画は、平成18年度から平成23年度までの新制度への移行期間中の障害福祉サービスの利用量の見込みを示すこととなっています。

その中でも、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期とし、平成21年度に一度見直すこととなっています。

今回策定した計画の期間は、第1期の平成18年度から平成20年度までの3年間とし、各年度の数値目標を設定するとともに、平成23年度の数値目標も設定します。



狛江市の障がい者の現状

1 狛江市の障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳

平成14年度から平成18年度までの手帳所持者数の推移

(人)

年 度	14	15	16	17	18
所持者数	1,806	1,709	1,805	1,846	1,910
対前年 増加率		94.6%	105.6%	102.3%	103.4%

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

障害の部位ごとの手帳所持者数

(人)

年 度	14	15	16	17	18
視 覚	141	136	142	151	141
聴 覚	155	134	164	161	153
言 語	32	32	32	30	32
肢 体	924	889	912	931	953
内 部	554	518	555	573	631

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

等級ごとの手帳所持者数

(人)

年 度	14	15	16	17	18
1 級	581	541	603	623	639
2 級	338	305	319	311	317
3 級	316	291	294	305	318
4 級	370	365	377	388	414
5 級	109	108	108	109	115
6 級	92	99	104	110	107

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

(2) 愛の手帳

平成14年度から平成18年度までの手帳所持者数の推移

(人)

年 度	14	15	16	17	18
所持者数	280	283	283	291	298
対前年 増加率		101.1%	100.0%	102.8%	102.4%

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

等級ごとの手帳所持者数

(人)

年 度	14	15	16	17	18
1 度	10	6	6	6	7
2 度	84	85	85	86	88
3 度	89	91	93	93	95
4 度	97	101	99	106	108

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳

平成14年度から平成18年度までの手帳交付者数の推移

(人)

年 度	14	15	16	17	18
交付者数	78	112	92	123	80
対前年 増加率		143.6%	82.1%	133.7%	65.0%

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

等級ごとの手帳交付数

(人)

年 度	14	15	16	17	18
1 級	24	33	20	23	15
2 級	40	54	52	61	46
3 級	14	25	20	39	19

平成18年度は、平成19年1月1日現在。それ以外は、それぞれ年度末現在

2 アンケート集計結果

別添（P43～P79）参照

3 団体ヒアリング記録

狛江市では、障害福祉計画策定にあたり、「第2次あいとぴあレインボープラン 障害者分野編」の評価を含め、障がい者団体等にヒアリングを行い、様々なご意見をいただきました。

第1回団体ヒアリング

- 1 開催日時 平成18年4月9日（日）午前9時30分～午後5時
- 2 開催場所 市役所特別会議室
- 3 出席者 委員長 副委員長 委員9名 事務局5名
- 4 傍聴者 1名

第2回団体ヒアリング

- 1 開催日時 平成18年5月13日（土）午前11時～午後4時
- 2 開催場所 市役所特別会議室
- 3 出席者 委員長 副委員長 委員9名 事務局5名
- 4 傍聴者 5名

参加団体 市内 24団体

(1) あいとぴあレインボープランの評価等

「事業番号」とは第2次あいとぴあレインボープラン 障害者分野編内の事業番号

事業番号7 こまえトータルマネジメント会議

事業番号8 こまえケアマネジメント会議

- ・ 関係者が一堂に会して会議をもつことがあまりないように感じます。ケアマネジメント体制をどう作っていかねばならないかも不明。

事業番号10 第三者評価機関の設置検討

- ・ 第三者評価機関の設置・活用、及び苦情対応体制の整備は急務。

事業番号 33 成年後見制度の活用促進

- ・ 事務の煩雑さ、費用の点を考えても市として進めるのか、利用しやすいような対応の仕方がどうなっているのか疑問に思う。

事業番号 36 苦情対応体制の整備

- ・ 第三者評価機関の設置・活用、及び苦情対応体制の整備は急務。

事業番号 40 障がい者ホームヘルプサービス事業

- ・ 精神障がい者に対しても実施され評価している。

事業番号 44 精神障がい者ショートステイ事業の検討

- ・ 早急に実施してほしい。

事業番号 55 24 時間対応の整備検討

- ・ 祝休日・緊急時等 24 時間体制の整備は急務。

事業番号 58 精神障害者地域生活支援センター

- ・ 設置され、プランの実現がみられる。
- ・ 評価できる。

事業番号 60 生活寮・グループホームの整備

- ・ グループホームは整備されましたが、数が少なく、これから増える見込みもないように感じます。

事業番号 81 障がい者用住宅の確保

- ・ 公営住宅の確保を望む。

事業番号 83 ウェルキャブ運行事業

- ・ ボランティア輸送(福祉有償運送事業)が行政の支援をうけて進められていると認識している。

事業番号 91 就労・生活支援機能の整備

- ・ 支援策は早急に実施してほしい。

事業番号 96 早期療育訓練事業

- ・ 早期療育は一般保育所の保育をベースとして行われることを望む。

事業番号 114 障がい児の放課後健全育成事業

- ・ 肢体不自由児の受け入れ先の確保。

事業番号 117 援助者(ジョブコーチ)付就労促進事業の検討

- ・ 就労支援センター等の活動はどうなっているのか。

事業番号 119 公共機関における障がい者雇用の推進

- ・ 精神障がい者の雇用は可能と思う。

事業番号 122 授産製品の販路拡大

- ・ 授産施設製品の販路支援の促進を望む。

事業番号 133 計画策定への参画促進

- ・ 計画策定への当事者、家族の参画の促進を望む。

事業番号 146 交流の場の提供

- ・ 交流・居場所作り事業等は、既に行われている民間事業の支援、協働で実施。

事業番号 161 防災計画の推進

- ・ 障がい者は避難所での生活が難しいが、そういった点を市はどう考えているのか。

その他の意見

- ・ 先駆的な数多くの取り組みの項目が、財政難という名目により手付かずになっている。
- ・ 自立支援法を背景とするプランであり、今後の政策も明らかになっているが福祉作業所等の運営について検討されていない。
- ・ プランをもとに施策を実施しているという実感が無い。策定当時の課題がそのままになっているように思われる。
- ・ 理念には共感し、「自立支援法」の目的を先取りしている。また、福祉作業所・精神障害者地域生活支援センターの設置等、プランの実現が見られる。さらに一層の充実を期待したい。
- ・ 重度身体障がい者の生活支援の視点から、事業番号 40 障がい者ホームヘルプサービス事業、事業番号 48 重度・重症心身障がい者等への在宅支援の促進、事業番号 49 入浴サービス事業、事業番号 50 配食サービス事業、事業番号 60 生活寮・グループホームの整備、事業番号 100 訪問看護事業との連携強化、事業番号 101 機能回復訓練事業等が重要と考える。

- ・ ダイジェスト版を読んだが計画の進行がどのように進められているか、どこまで達成できているか理解できない。
- ・ 幅広い課題認識のもとに具体的な施策の方向性が打ち出されている。ショート・施設通所・ガイドヘルプをセルフマネジメントして効果的に活用している状況がうかがえる。
- ・ 柔軟な対応は感じているが財政難で未実施が多い。
- ・ 脱施設化、地域生活支援のため、働く場・住まい・収入・自立生活を支えるサービス等の充実。
- ・ 個々のプランは充実したもので、地域で生活しやすくなる印象を受けたが、年度計画、計画実施経過等、具体的な経過がどのように情報提供されているのかが見えない。
- ・ 制度は措置から選択に移行したが、当事者の意見が表に出てこない、当事者が育っていく支援が必要。

(2) 制度上対応できない利用者のニーズ等

- ・ 行動援護の対象とはならない、重度の利用者に対する外出・移動支援事業中、個別支援型のサービス量の確保。
- ・ 児童及び学齢期の送迎をしてほしい。
- ・ 福祉ホームの設置。
- ・ 当事者だけでなく家族等世帯への相談支援が必要。
- ・ 単身の利用者支援(福祉サービス)が不十分。
- ・ 作業所にきているが作業にならない利用者に対するメニューがない。
- ・ 小規模作業所等では職員に対しての保障が難しいため、安定したサービスを提供しきれない。
- ・ 手話通訳派遣(個人派遣)について、条件を緩和し必要としている人に派遣してほしい。
- ・ 障がい者に見合った用具、希望に沿った用具を給付してほしい。
- ・ 医療的ケアの必要な利用者の受入れについて。
- ・ 就労支援について、市内に受け皿がない。地域産業に雇用の場の確保が必要。ただし専門スタッフが配置され、短時間勤務の可能な場所。
- ・ ひきこもりをしている人への継続的な支援をするためのシステムづくり。
- ・ 保証人がいない障がい者のための住宅確保。
- ・ グループホーム退所者等、単身生活維持継続のための支援。
- ・ 養護学校と居住地校との交流の機会の拡大。
- ・ 障がい児施設と医療機関とのネットワークの構築。

- ・ 障がい児の兄弟等の子守・見守り。
- ・ 障がい者へサービス提供を行うホームヘルプ事業所の不足、及び視覚・知的障がい者に対するガイドヘルパーの不足。
- ・ 障がいの重い子ども(就学前)が毎日通える環境の整備。
- ・ 統合保育の充実。
- ・ 体験宿泊のできる場の確保。
- ・ 母親就労維持のためのサポート。
- ・ 民営バス・タクシー等の割引を精神障がい者にも適用してほしい。
- ・ 学校教育に障害の教育を取り入れてほしい。
- ・ 所得の保証・就労を含めて、当事者を講師に招く等してほしい。
- ・ 障がい者と健常者の共生活動の普及。
- ・ 移動困難者への支援。
- ・ 一週間のプログラムの中で、知的障がい者の施設・身体障がい者の施設・作業所等へも通える柔軟性がほしい。
- ・ 慣れたヘルパーと一緒に短期入所できるようにしてほしい。
- ・ 全身性の利用者のヘルプに関して十分な時間を確保して、家族介護に逆戻りしないようにしてほしい。
- ・ あいとぴあに確保されているスペースで、機械浴の実施。

(3) 新しいアイデア

- ・ 周辺企業に対して就労先の拡大を促す。また、特例子会社・施設外授産に参入を促すような、狛江市のイベント、講演会等のアピール事業を行う。
- ・ みどり号の利用について工夫してほしい。有料であっても低額であれば、通勤に利用できる。
- ・ 知的障がい者が自己表現を生かす場所、人間関係を配慮した環境でエンjoyできるメニューを。
- ・ 一施設で多機能型の事業を行い、個々のニーズにこたえる。
- ・ 市内に障がい者の就労の場の確保、確立。
- ・ パソコン要約筆記講習会の開催。
- ・ 地域(スーパー・ホームセンター・空店舗等)に「夢(ムー)」をモデルにしたコーナーの設置。商業ベースと同時に市民交流を重視する。
- ・ 自分の存在を認められるような独自の場所の設置。
- ・ 市役所レストランを就労継続事業として実施。
- ・ 他施設との連携・相互利用等。

- ・ 知的障がい者に生活技術を指導するヘルパー派遣。
- ・ 相談機能を充実させ関係機関の他職種連携チームによる総合相談の実施。
- ・ 子どもの発達に詳しい臨床心理士による巡回相談の実施。
- ・ 食事づくり、制度や防災・防犯、法律などの学習会、外出や音楽等レクや社会参加活動、創作活動等実施。
- ・ 生活支援センターを社会福祉協議会窓口だけでなく、独自の部屋をもち、本人活動も可能なセンターに。
- ・ 福祉教育の充実。
- ・ 高齢者・身体・知的・精神の枠を越えたグループワークの実施。
- ・ 多摩川が見える浴場の設置、また水と動物を介し、交流の場を広げる。
- ・ 親と子が至近距離で暮らすグループホームの設置。

(4) その他、福祉計画や自立支援法について

- ・ 小規模作業所の新法移行について、市として方向性を計画に盛り込んでほしい。また、予測される養護学校卒業者の数値をカウントしてほしい。
- ・ 市内に入所施設がないので、連続して使えるショートステイの場の確保。
- ・ 小規模作業所のあり方について、市が中心となって検討会等をおこなってほしい。
- ・ 利用申請の際、収入申告等、個人の財産を申告することを疑問に思う。
- ・ 自立支援法が適用されない事業について、現在狛江市独自のサービスについても網羅する計画内容としてほしい。
- ・ 小規模作業所等は新体系の基準では人員・設備面から運営上大変きびしい。学校跡地の利用等考えてほしい。
- ・ 自立支援法の理念を具体化するには、行政と市民(団体・NPO等)とのネットワーク及び協働が必要。
- ・ 老後を有意義に過ごすためにも補聴器相談会等の中途失聴難聴者を対象とした手話講習会の開催、及び掘り起こし。
- ・ 手話講習会の継続、及び一般市民への普及。
- ・ 自立支援法施行により、利用者負担及び施設の経済的負担も大きく、サービスの低下が心配。
- ・ 計画・法律の実現は、雇用側と住居管理者等の包容力にかかっている。こうした受け入れ側と福祉関係者の共同の勉強会の開催。
- ・ 福祉は「ただ」という認識を改めるチャンスだが、法整備が追いつかず、事務の煩雑化による無駄もかなりある。

- ・ 利用者の満たされない部分、充実感等、埋められない部分のケアをどうするかが問題。
- ・ 所得保障のない利用者が多く、利用者負担により利用抑制が生じ、地域生活が安定的におくれるか不安。
- ・ 地域活動支援センターは複数必要。
- ・ 障害程度区分判定審査会に精神保健専門委員を入れることが必要。
- ・ 障がい者が地域で自己決定を尊重され、安心して暮らせるよう、効果的かつ効率的な支援体制の整備が必要。
- ・ 通所訓練事業補助については、少なくとも現状の補助金を維持してほしい。
- ・ 市内に成人のオムツの装着場所が公共の場を含めてどこにもない、ぜひ設置してほしい。
- ・ 早期療育については、親の気持ちを支えるという面もあり、障害の認知・就学前施設の通所等を考慮すると、対価を支払ってサービスを利用する自立支援法になじまない。
- ・ 障害程度区分認定の一次判定においては、知的障害・精神障害の判定が軽くなる傾向があると言われているため、そのことに不安を感じる。
- ・ 移動支援事業に関し、小学生の利用、学校・学童・病院への送迎、二人介助等を認めてほしい。
- ・ 地域生活支援事業の利用者負担についての上限の設定。
- ・ 福祉計画に福祉ホームを含めてほしい。
- ・ 地域生活支援事業に関する市の姿勢を団体及び事業所に説明してほしい。
- ・ 障害者手帳や障害年金更新時に必要な診断書の無料化。
- ・ 福祉計画は、共生のためのノーマライゼーションとして作成してほしい。
- ・ 狛江市独自の減免制度の整備。また、グループホームに対する家賃助成の実施、及び地域生活支援事業の無料化。
- ・ 判断能力不十分な障がい者に対する適切な後見支援の整備。
- ・ STS（スペシャル・トランスポート・サービス）のニーズ調査に実施、タクシー会社・NPO 団体の共同配車センター構想の検討。

第2章

障害福祉計画の内容 ～ 障害福祉サービス利用量の見通し～

重点項目における平成 23 年度の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 国及び東京都の基本指針

国では、施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数値目標を設定する際は、平成17年10月1日現在の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとするとともに、新規の施設入所支援利用者も勘案し、平成23年度末の施設入所者を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとしています。

東京都においても、平成17年10月1日現在の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとしており、その結果必要となるグループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の日中活動の場などの必要見込量を、東京都の「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を活用して地域生活の基盤の整備に重点的に投資することとしています。

(2) 狛江市の平成23年度末における数値目標

平成23年度末までに入所者のうち、7人(13.7%)が地域移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
現在の入所者数(A)	51人	平成17年10月1日現在の入所者数
【目標値】(B) 地域生活移行	7人 (13.7%減)	平成23年度末までに、施設からグループホーム等へ地域移行する予定者数
新たな施設入所支援利用者(C)	6人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者見込数
平成23年度末施設入所者数(D)	50人	平成23年度末の利用人員見込み(A-B+C)
【目標値】 入所者削減見込み(E)	1人減 (2%減)	差し引き減少見込数(A-D)

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

(1) 国及び東京都の基本指針

国では、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定することとしています。

東京都では、現実的で最新の退院可能者数の把握が困難であるため第1期障害福祉計画では、暫定的に約5,000人を各区市町村で按分して算定した人数を各区市町村ごとに定める地域移行の目標値とすることとしています。また、国とは異なり平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院可能な精神障がい者の退院を目指すこととし、各区市町村は平成23年度末までに暫定的な対象者の5割以上の人地域生活へ移行することを目指すこととしています。

(2) 狛江市の平成23年度末における数値目標

精神科病院に入院している人で、住居の確保などの受け入れ条件が整えば退院可能な人について、平成23年度末までに16人が退院し、地域へ移行することを目指すことを目標とします。

項 目	数 値	考え方
現在の退院可能精神障がい者数	32人	人口規模に基づく東京都の見込人数
【目標値】地域移行見込者数	16人	平成23年度末までに減少を目指す人数

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 国及び東京都の基本指針

国では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人の数値目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとしています。

東京都においても、福祉施設の利用者をはじめ、一般就労を希望する障がい者が企業等に就職することを支援し、就職後も安心して働き続けられるよう、職場定着支援や生活支援を継続的に行う区市町村障害者就労支援事業を、平成23年度までに、すべての区市町村で実施することを目指すこととしています。

以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、区市町村は、平成23年度までに一般就労に移行する人の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指すこととしています。

(2) 狛江市の平成23年度末における数値目標

障がい者就労支援事業を平成19年度から実施する予定のため、当該事業の実績を踏まえ、第2期計画に数値目標を設定します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数		平成23年度において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数

サービス等の見込量

1 訪問系サービス

訪問系サービスには「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の4つのサービスがあり、障がいのある人の日常生活を支援するサービスです。

・居宅介護（ホームヘルプ）

介護を要する人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う身体介護、家事の支援を行う家事援助、通院の支援を行う通院介助のサービスがあります。

・重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における支援など日常生活における介護を総合的にを行います。

・行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動が著しく困難で、常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護や外出支援等を行います。

・重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人（筋ジストロフィー・ALS・重症心身障がい者・強度行動障がい者等）に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

上記サービスのうち、「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」は障害者自立支援法施行により新設されたサービスです。

支援費制度における平成 15 年度の支援費制度開始から利用者は年々増加傾向にあります。

2 訪問系サービスの見込量

平成 15 年度の支援費制度開始から利用者は年々増加傾向にあり、支援費制度におけるホームヘルプサービスの利用者数・利用量の伸び、福祉施設入所者の地域生活への移行及び退院可能な精神障がい者の地域生活への移行による利用者の伸び、また、「重度障害者等包括支援」のように障害者自立支援法施行時点では、身近に指定事業者がないがニーズはあるというサービスの利用量等も勘案し、平成 18 年度以降の利用量については、次のとおり見込みます。

平成 17 年度までのサービス利用量の推移

(単位：時間/年)

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	利用量	13,332	15,240	13,368
前年度比			114.3%	87.8%

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

(単位：時間/年)

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	利用量	15,120	17,844	18,200	29,436
前年度比		113.1%	118.0%	102.0%	

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

現状では、訪問系サービス提供事業者はほぼ充足していますが、今後の利用量の伸び、また、地域生活への移行の推進に伴うサービス利用量の増加により、サービス提供事業者の不足が予測されます。他分野の訪問系サービス提供事業者等に情報提供を行い、障害分野への参入を促進します。

3 日中活動系サービスと居住系サービスの体系

(1) 体系の変化

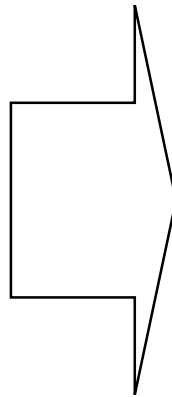
施設サービスの新体系への移行

障害者自立支援法の成立により、下図のように施設サービスは大きく変わります。通所施設は、新体系のサービスへ移行し、入所施設については、日中活動と住まいとなるサービスが分離します。

新体系への移行は、5年間(平成23年度まで)かけて行われますので、平成18年度から23年度までは旧体系のサービスと新体系のサービスが混在する形となります。

<旧体系>

重症心身障害児施設
療 護 施 設
更 生 施 設
授 産 施 設
福 祉 工 場
通 勤 寮
福 祉 ホ ー ム
生 活 訓 練 施 設



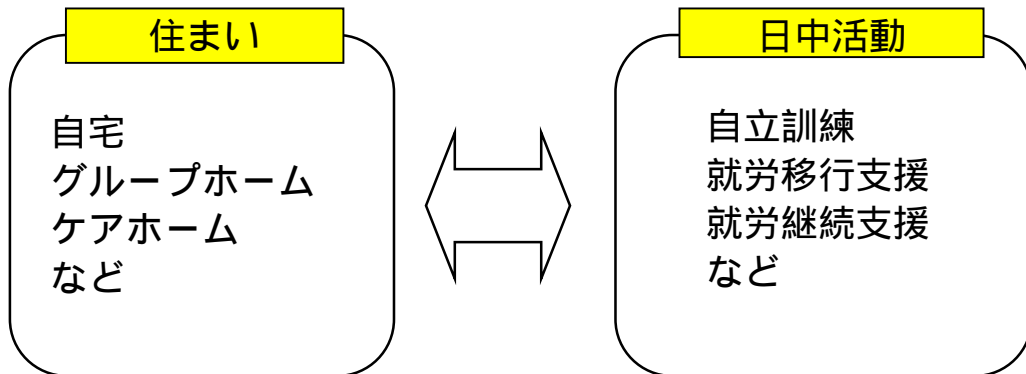
<新体系>

療 養 介 護	給 介 付 護
生 活 介 護	
施 設 入 所 支 援	
自 立 訓 練	給 訓 付 練 等
就 労 移 行 支 援	
就 労 継 続 支 援	
地域活動支援センター	支 地 援 域 事 生 業 活
福 祉 ホ ー ム	

新体系サービスの利用イメージ

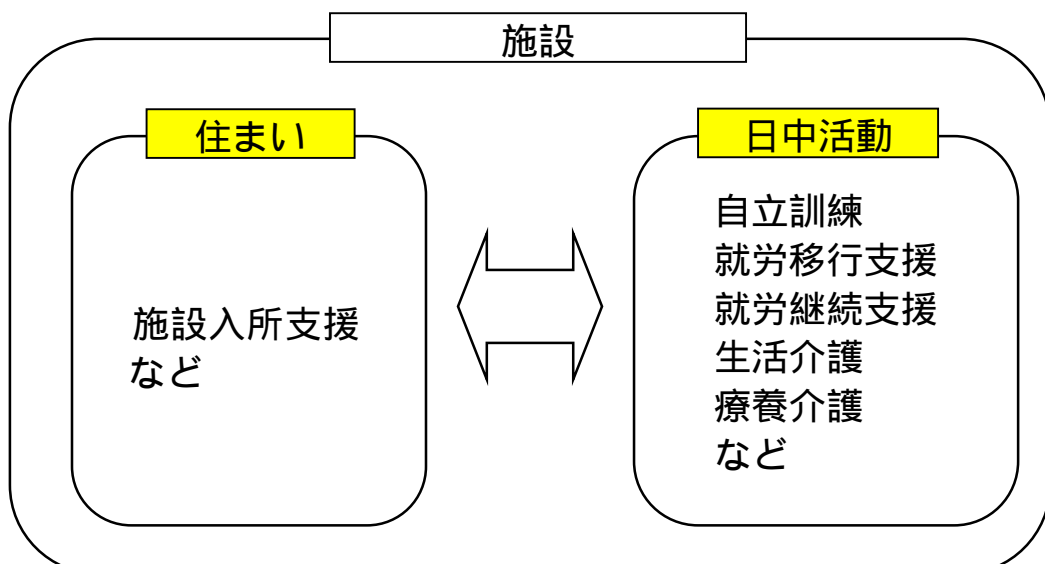
通所施設

自宅やグループホーム等にお住まいの方は、家から日中活動の場である通所施設（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター等）に通うこととなります。



入所施設

施設に入所している方は、住まいの場である入所施設（施設入所支援）から、施設内で日中活動のサービス（療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）を受けることとなります。



4 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

地域や入所生活において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人に日中、入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、併せて軽作業等の生産活動や創作的活動の機会も提供します。

旧体系の入所施設利用者数及び今後の入所者数、また、旧体系の通所施設及び法定外施設の移行等を勘案して平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	0	2,640	10,824	19,272

(2) 自立訓練（機能訓練）

入所施設や病院を退所・退院した人や、盲・ろう・養護学校を卒業した人など地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練を実施し、併せて日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を実施します。

身体障がい者施設の利用者数等を基礎にして、平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	0	264	264	528

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を実施し、併せて、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を実施します。

福祉施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行及び現在、家族と同居で単身生活を希望する人等の人数を勘案して平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	0	1,056	1,056	4,224

(4) 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、就労等が見込まれる人に、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施します。

現在、市内で就労移行支援に移行した事業所はまだありませんが、他地区で平成 19 年 4 月から就労移行支援に移行予定の事業所の利用者数及び今後移行予定の事業所の利用者数、また、養護学校卒業予定者等の新たな対象者と見込まれる人数を勘案して、平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	0	1,056	2,640	5,808

(5) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型：雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。

B型：雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会の提供を行い、就労への移行に向けた支援を行います。

旧法指定通所及び入所施設の移行調査及びその利用者数、小規模作業所・共同作業所等の移行及びその利用者数、また、養護学校卒業予定者等の新たな利用者数を勘案し、平成18年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成23年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

（A型）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用量 (人日/年)	0	264	528	1,320

（B型）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用量 (人日/年)	0	2,640	16,896	36,432

(6) 療養介護

常時介護を必要としている人に、医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供し、併せて日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援を実施します。

平成18年度現在、利用者数1名、また、重症心身障がい児施設利用者数等を勘案して、平成18年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量(人)	1	1	2	3

(7) 児童デイサービス

障がい児に対して、集団生活への適応訓練等、心身の発達に必要な支援を行うとともに、障がい児の保護者に対して、日常生活に関する相談および助言を行います。平成18年度現在の児童デイサービスの利用者数等を勘案して平成18年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	2,640	2,640	2,640	5,280

(8) 短期入所

介護をする人の疾病その他の理由により、障がいのある人が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。平成 18 年度現在の利用者数等を勘案して平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人日/年)	1,596	2,016	2,436	3,108

5 居住系サービスの見込量

居住系サービスには、「施設入所支援」「共同生活援助」「共同生活介護」の3つのサービスがあり、住まいの場に関するサービスです。

(1) 施設入所支援

施設に入所する人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。主に平日の日中は、日中活動系のサービスを利用し、施設入所支援と組み合わせて利用することができます。

施設が旧体系サービスから新体系サービスに移行する時の利用者数、施設入所者の地域生活への移行及び新たな入所施設利用者数を勘案し、平成18年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成23年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用量 (人)	0	10	26	50

(2) 共同生活援助及び共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談等の日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

地域において自立した日常生活を営む障害程度区分2以上の人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成18年度現在のグループホーム利用者、福祉施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行及び家族と同居の人の独立等を勘案し、平成18年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成23年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

(共同生活援助・共同生活介護の合計)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用量 (人)	17	20	24	36

6 相談支援の見込量

入所・入院から地域移行する人や単身で生活している人など、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人に、計画的なプログラムに基づく支援を行います。

福祉施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行及び家族と同居の人の独立等を勘案し、平成 18 年度以降の利用量を次のように見込みます。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	0	5	5	30

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

平成 18 年 10 月現在、利用している旧法指定通所及び入所施設等に移行予定アンケート調査を実施し、その回答及び養護学校の卒業者数等を基礎に利用者数を推計しています。今後はより詳細な情報収集に努め、また、広く情報提供を行い、旧法指定施設利用者等の円滑な新体系サービス利用への移行を支援します。

小規模作業所等の新体系移行については、実施主体と連携し、移行を促進します。

また、福祉施設から一般就労への移行については、今後、障がい者就労・生活支援センターを整備し、一般就労への移行を推進します。

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、福祉施設入所者・退院可能な精神障がい者の地域生活への移行、また在宅からの利用が見込まれます。施設の整備については、事業者に対して情報提供や相談等支援します。

旧法指定入所施設から施設入所支援への移行については適切に対応し、また地域での生活が困難な人に対しては、必要に応じて支援します。

7 地域生活支援事業の見込量

障がい者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、各自治体を利用者の状況等に応じてサービスを提供します。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することのできる任意事業があります。

地域生活支援事業の内容と見込量は次のとおりです。

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

障がいのある人、その保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うことや権利擁護のための必要な援助、その他サービスの利用支援を行います。

地域自立支援協議会

障害者相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、保健、医療、教育等の関連する分野で構成する地域自立支援協議会を設置し、各機関のネットワークの構築及び支援を図っていきます。

平成 23 年度までの相談支援事業者設置見込み箇所数

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業 (見込箇所数)	1	1	2	3
地域自立支援協議会	0	0	0	1

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の自立及び社会活動への参加を促進します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量（回）	195	380	400	420

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に必要な日常生活用具の費用の一部を支給します。地域生活支援事業の実施に伴い、ストマ用装具が補装具から日常生活用具に移行しました。

介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具等、利用者及び介護者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な改修を伴うもの。

平成 23 年度までの利用者見込数

（人）

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	4	4	6	6
自立生活支援用具	17	20	20	30
在宅療養等支援用具	8	10	10	15
情報・意思疎通支援用具	15	20	30	50
排泄管理支援用具	104	109	114	129
居宅生活動作補助用具	1	2	2	5
日常生活用具計	149	165	182	235

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出する際の支援を行うことにより、自立生活と社会参加の促進を図ります。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 （時間/年）	7,338	7,851	8,000	10,290

(5) 地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る日中活動の場を提供する基礎的事業に加え、「地域活動支援センター 型」「型」「型」の類型を設け、機能の強化を図った機能強化事業があります。

平成 23 年度までの地域活動支援センター設置見込み箇所数

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
基礎的事業	1	1	1	3
機能強化事業	1	1	1	3

(6) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人、旧体系の身体障害者更生援護施設（療護施設及び国立施設を除く）を利用している人に更生訓練費を支給して社会復帰の促進を図ります。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	0	4	4	22

(7) 日中一時支援事業

介護者の休息等のため、一時的な日中活動の場を確保します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	10	10	15	25

(8) 訪問入浴サービス事業

重度の障がいがあり、居宅の浴槽での入浴が困難な人に、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	5	6	6	10

(9) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが、申し立ての困難な人に対し、市長申し立てにより支援します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	2	2	2	3

(10) 自動車運転免許取得助成事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大のため自動車の運転教習を受ける心身障がい者に、入所料・技能・学科教習料・教材費にかかる費用の一部を助成します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	0	1	1	2

(11) 自動車改造助成事業

就労に伴い自動車を取得する際に、自動車の改造を行う重度身体障がい者が所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置の改造にかかる費用の一部を助成します。

平成 23 年度までのサービス利用量の見通しと数値目標

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用量 (人)	1	1	1	2

計画推進に向けて

障害者自立支援法の全面施行に伴い、障害福祉サービスは、利用者にとっても、提供する事業者にとっても大きく変化しました。それに伴う課題として、以下の7つが挙げられます。

1 相談体制の充実

相談支援に対するニーズは、多岐にわたり内容も様々ですが、どの窓口においても同様なサービスが受けられるよう、対応する職員のスキルアップが必要になります。柔軟な対応ができる体制づくりとともに職員の研修等に努めていきます。

また、虐待の防止、権利擁護のための必要な援助を行うため、社会福祉協議会の運営する「あんしん狛江」及び多摩南部成年後見センター等との連携を強化します。

2 ネットワークの構築

アンケート調査によると、養護学校の在校生、授産施設・小規模作業所等の利用者の多くは、一般就労への希望を持っています。障がいのある人の働く場の確保及び定着を図るため、就労支援センター、ハローワーク、企業、障害者相談支援事業者等のネットワークの構築を推進します。

また、就労に限らず、困難事例への対応、地域の社会資源の開発及び改善のために、保健医療、福祉、教育も含めたネットワークも構築していきます。

3 新体系サービスへの円滑な移行

新体系サービスへの移行については、平成23年度までの完全移行が求められていますが、事業者からは安定した収入、利用者の確保についての不安が大きいようです。

そこで市内の施設、特に小規模作業所等の移行については、円滑に移行できるよう支援していきます。

4 訪問系サービス水準の維持・向上

平成 12 年から始まった介護保険サービスに従事するホームヘルパーは充実しているものの、支援費制度から本格的に始まった障がい者のホームヘルパーはまだまだ従業者が少ないことが現状です。

今後、地域移行への対応、また 3 障害統合へ対応するため、人員の確保、スキルアップが急務となります。

5 第三者評価制度の周知徹底

各種障害福祉サービス提供事業所が第三者評価を受審することにより、利用者が評価結果を見て事業所を選ぶことができるようになります。

この第三者評価制度を、より多くの事業所が実施することにより、事業所のサービスの質の維持・向上を図り、併せて事業所を選ぶ基準を示すことで利用者の利便性を図ることもできるようになることから、積極的に制度を活用できるよう制度の広報活動に努めます。

6 計画の進行管理

「障害福祉計画」は第 1 期が平成 20 年度までとなっています。第 2 期にむけた見直し、また計画の進行管理については、狛江市市民福祉推進委員会の障がい作業委員会の中で、市民、当事者、関係者の意見が反映するよう更に検討を深めていきます。

7 ヒアリング・アンケートについて

ヒアリングとアンケートを実施した結果、関係団体及び市民の皆さんから「障害福祉計画」に係ることから「地域福祉計画」に係ることまで、様々な貴重なご意見をいただきました。この「障害福祉計画」に反映できなかったご意見等につきましては、今後、「地域福祉計画」等の改訂の折に反映できるよう努めていきます。

「障害福祉計画」の策定を終えて

この「狛江市障害福祉計画」は、平成18年度から施行された「障害者自立支援法」に基づく計画です。国の基本指針では、市町村・都道府県は、平成23年度までの新体系サービス移行を念頭に置きながら、数値目標を設定し、平成18年度中に20年度までの3か年を第1期計画とし、見直しを経て21年度から23年度までの第2期計画を策定することとされています。ですから、この計画は、『国の基本指針にもとづく、第1期狛江市障害福祉計画』となります。

平成17年7月より、狛江市市民福祉推進委員会では、部会として障がい作業委員会を設置し、本計画策定に着手しました。「障害福祉計画」はサービス提供の見込量及びそれを実現するための方策を示しています。

計画策定のためには、「第2次あいとぴあレインプラン 障害者分野編」の評価、進捗状況等の調査が重要であると考え、ヒアリング、アンケート調査に同プランに関する質問を盛り込み、大変貴重なご意見を多数いただきました。

休日にもかかわらず、ヒアリング調査にご協力をいただいた障害関係福祉団体、また、アンケート調査にご協力いただいた方々に感謝申し上げますとともに、いただいた貴重なご意見は、「第2次あいとぴあレインプラン 障害者分野編」の改訂に際して、狛江らしい、狛江独自の障がい者支援・障害サービスの実現に向けて活用させていただきたいと思えます。

今後の課題としては、本障害福祉計画と「第2次あいとぴあレインプラン 障害者分野編」の進行管理と評価を確実に行うことが求められます。このことは、計画推進に向けての課題に盛り込ませていただきました。また、今回の障がい作業委員会には当事者の方に参加していただきました。今後の計画等の策定・改訂にあたっては、より多くの当事者の参加が必要と思えます。このことは、「第2次あいとぴあレインプラン 障害者分野編」に障がい者の政策参加として盛り込まれていしますので、是非進めていくべきことです。

最後に、本計画策定にあたって、様々にご協力いただきました障害福祉関係の方々、作業委員の方々、また情報が遅れる中にご苦勞された市事務局の方々に心よりお礼申し上げます。

狛江市市民福祉推進委員会障がい作業委員会 委員長

小野敏明(田園調布学園大学教授)

障がい福祉サービスに関するアンケート

～ 集計結果 ～

1. 成人編
2. 児童・生徒編
3. 事業所編

調査の概要

1 調査の目的

粕江市障害福祉計画策定に向けた基礎資料とするため、サービス利用者及びサービス利用対象者の意向・サービス利用状況等を把握し、サービスの量及び質的なニーズを調査することを目的とし実施しました。

2 調査の実施概要

(対象者) 現在サービスを利用している障がい者(児)及び手帳所持者から無作為に抽出

(調査方法)

個人に対しては、郵送配布、郵送回収、事業所に対しては、メール・FAX 配布、メール・FAX 回収で実施しました。

(送付者数及び回答者数)

障がい者(成人)

送付者数 305人

回答者数 167人

回答率 55%

障がい児(児童・生徒)

送付者数 129人

回答者数 54人

回答率 42%

事業所(訪問)

送付数 66事業所

回答数 16事業所

回答率 23%

3 調査実施期間

(個人) 平成18年7月18日～平成18年8月7日

(事業所) 平成18年8月1日～平成18年8月15日

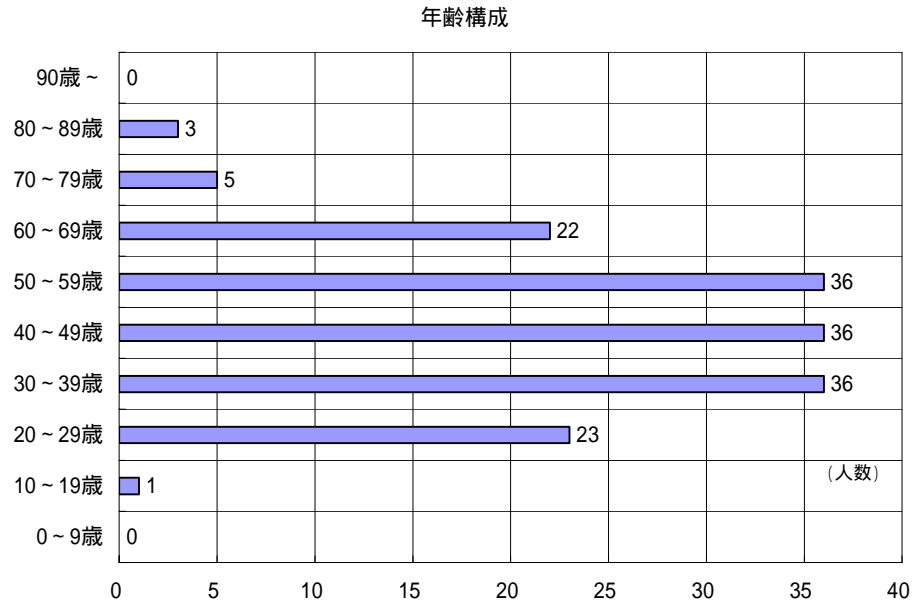
4 調査項目

以下回答のとおり

1 成人編

Q1 ご本人についてお伺いします。

(1) 年齢はおいくつですか。



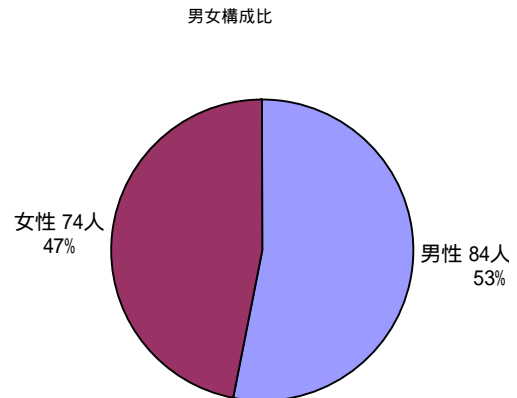
無回答が5人ありました。

(2) 男性ですか女性ですか。

男 女

男女ほぼ同数の回答をいただきました。

無回答が9人ありました。



(3) 障がい者手帳をお持ちですか。お持ちの場合は種別と程度についてもご記入ください。

持っている（身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳）

（ 級 度 ）

持っていない 障がいの内容を()内にご記入ください

()

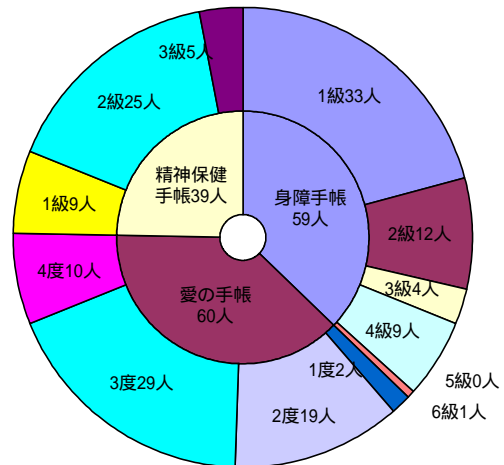
持っていない 10 人

無回答 15 人

身障手帳は 1～6 級、愛の手帳は 1～4 度、精神保健福祉手帳は 1～3 級と全ての手帳所持者の方を網羅しています。

また、このうち重複手帳所持者が 9 人いました。手帳を持っていない方の障害の内容としては、感音性難聴・聴力障害、精神障害、脳炎による四肢麻痺などがありました。

手帳の種別及び等級別



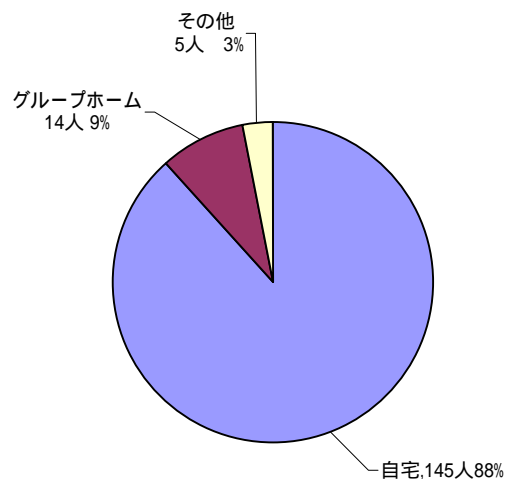
Q2 現在、居住しているところについてお答えください。

自宅 グループホーム その他()

無回答は 3 人でした。

88%の方が自宅と回答され、その他と回答された方は、入院中の方や、都営住宅、民間アパート等の方です。

現在の居住地



Q3 日中の活動についてお答えください。 の場合は()内にも を付けてください。

一般就労

作業所 (市内授産施設 ・ 市外授産施設 ・ 福祉作業所 ・ 共同作業所
・ その他)

デイサービス(ポンテ・麦の穂含む)

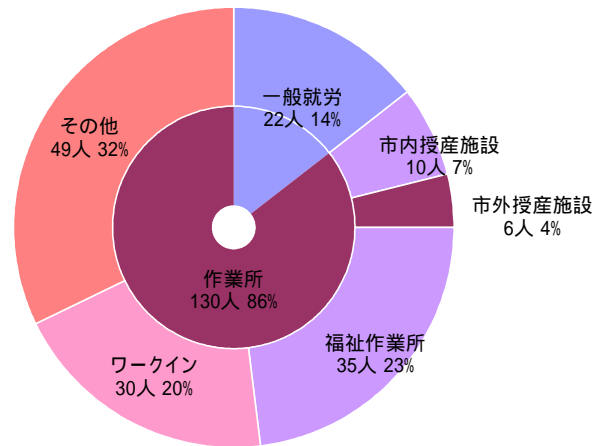
その他()

無回答は 15 人でした

授産施設・共同作業所といった作業所へ 81 人、約 50%の方が通っています。

その他の回答は、通所訓練事業、家事、入院中などでした。

日中の活動の場



Q4 余暇活動についてお聞きします。 休日等はどのように過ごしていますか。

スポーツ・レクリエーションをしている。してしましたら具体的にご記入ください。

()

買い物等外出する。

その他()

特に何もしていない。

(重複回答可)

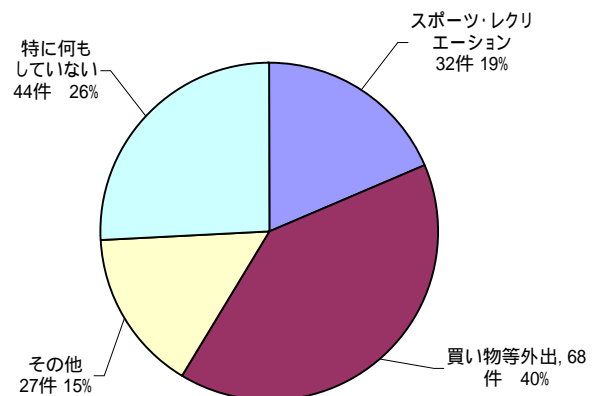
無回答は 8 人でした。

約 3/4 の方が、休日も何らかの活動をしています。

スポーツ・レクリエーションの種類としては、水泳・青年学級、合唱・バレエ・絵画がありました。

その他としては、家族と旅行、CDを聞く・テレビなどでした。

休日の過ごし方

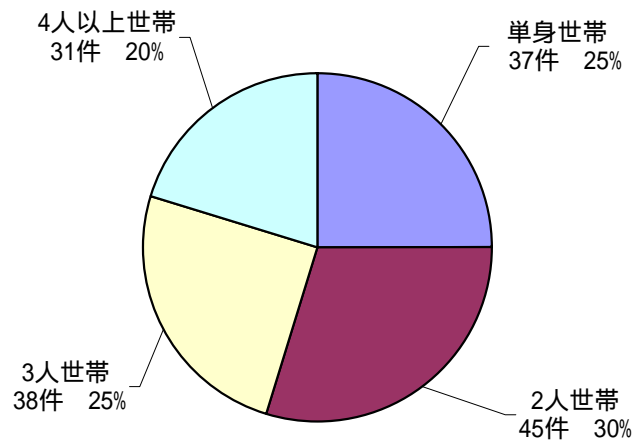


Q5 世帯についてお聞きします。

単身世帯 2人世帯 3人世帯 4人以上世帯

無回答は16人でした。

世帯構成



現在サービスを利用されている方はQ5へ、利用されていない方はQ6へお進みください。Q8からはどちらの方もお答えください。

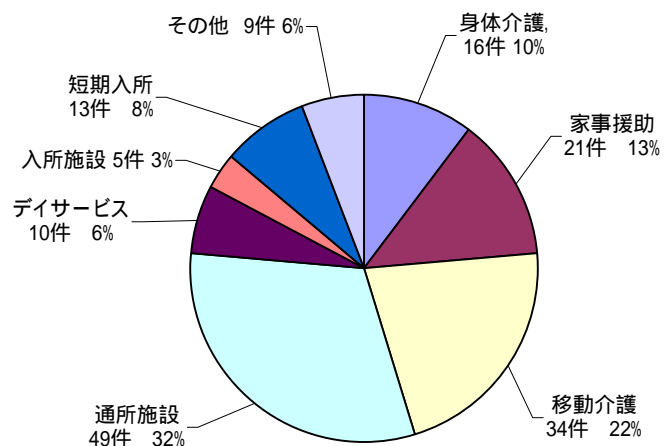
Q6 現在どのようなサービスを利用されていますか。複数回答可。

身体介護 家事援助 移動介護 通所施設 デイサービス
 入所施設 短期入所 その他()

無回答は68人でした。

サービスを利用している方は99人で、無回答もしくはサービスを利用していない方が68人でした。

利用しているサービスの種類



Q6で利用していると答えいただいたサービスについてサービス別にご記入ください。時間・日数等は1ヶ月当りをお願いします。

(利用者負担は原則1割負担ですが、非課税世帯に対しては軽減制度があります。)

利用しているサービス _____

支給決定時間・日数 _____ (時間・日)

現在利用している時間・日数 _____ (時間・日)

サービスの利用時間は、必要な時間数を満たしていますか？

もっと多くの時間・日を利用したい。

ご希望の時間・日数 _____ (時間・日)

ほぼ必要な時間・日数を満たしている。

その他(_____)

Q6

サービスごとの利用希望

(1) 身体介護

		支給決定時間数					現在利用している時間数					希望の時間数					もっと多く	必要を満たしている	備考
		0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9			
1	身体																	1	
2	身体																	1	
3	身体																	1	通院
4	身体																	1	
5	身体・知的																	1	
6	身体・知的																	1	
7	身体・知的													20			1	1	
8	知的																	1	支給時間すべて使ったことはない
9	知的																	1	
10	知的																	1	
11	知的																	1	利用していない
12	知的																	1	
13	知的																	1	

(2) 家事援助

		支給決定時間数					現在利用している時間数					希望の時間数					もっと多く	必要を満たしている	備考
		0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9			
1	身体																		無回答
2	身体																	1	あまる場合がある
3	身体																	1	
4	身体																	1	
5	精神																	1	
6	精神																	1	
7	精神																	1	
8	精神																	1	
9	精神													10				1	
10	精神																	1	
11	精神													10			1	1	
12	知的																	1	
13	知的																	1	利用していない 週12時間利用した
14	知的																	1	
15	知的																	1	
16	知的																	1	

(3) 移動介護

		支給決定時間数					現在利用している時間数					希望の時間数					もっと多く	必要を満たしている	備考	
		0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	0 9	1 9	2 9				3 9
1	身体													17					1	
2	身体																		1	
3	身体																		1	
4	身体																			無回答
5	身体															42		1		二人付けのため1/2時間
6	身体																		1	
7	身体																		1	
8	身体																		1	
9	身体																		1	
10	身体															30		1		
11	身体・知的														24			1		二人付けのため1/2時間
12	身体・知的													16				1		
13	身体・知的																			利用したことがない、今後利用したい
14	身体・知的																			一般就労したので現在は使っていない 外出をひかえている
15	身体・知的																		1	
16	精神													10					1	
17	知的																			利用できていない
18	知的																		1	支給時間すべて使ったことはない 早朝の移動介護はヘルパーがいない
19	知的																		1	月によって違うのでなんともいえない
20	知的																			利用していない
21	知的																		1	年2・3回利用している 男性のヘルパーが少ない
22	知的																		1	
23	知的																		1	
24	知的																		1	
25	知的																		1	
26	知的																		1	天候、発作等で予定通りできない
27	知的																		1	
28	知的																		1	利用していない
29	知的															30		1		
30	知的																		1	
31	知的																		1	
32	知的																		1	
33	知的																		1	
34	知的																		1	
35	知的																		1	

(4) 短期入所

		支給決定日数						現在利用している日数						希望の日数						も っ と 多 く	必 要 を 満 た し て い る	そ の 他
		1 }	6 }	1 }	1 }	2 }	2 }	1 }	6 }	1 }	1 }	2 }	2 }	1 }	6 }	1 }	1 }	2 }	2 }			
		5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0			
1	身体																	10			1	
2	身体・知的																	8			1	1泊2日で利用するため、自立にむけて
3	身体・知的																				1	
4	身体・知的																					まだ利用したことがない
5	身体・知的																					利用したいと思っています
6	身体・知的																					1
7	身体・知的																					1
8	知的																					1
9	知的																					1
10	知的																	15			1	
11	知的																					1 利用していない
12	知的																					1
13	知的																	12			1	
14	知的																		16		1	
15	知的																					1
16	知的																					1

身体介護、家事援助については、ほぼ必要を満たしているという回答が93%でしたが移動介護では23%、短期入所では31%の方が、より多くの時間を望んでいました。また、支給決定時間すべてを利用していない方もいました。

Q7 サービスを利用していない方にお聞きします。

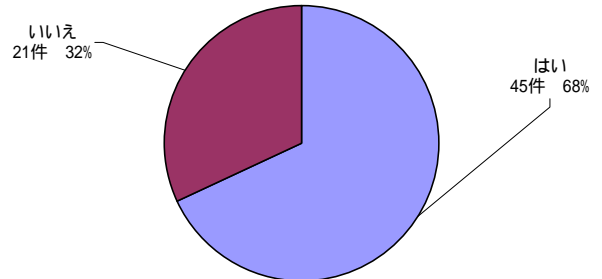
(サービスの種類はホームヘルプ等Q5の ~ のようなサービスがあります。)

障がい福祉サービスをご存知ですか

(1) 障がい福祉サービスをご存知ですか。

はい いいえ

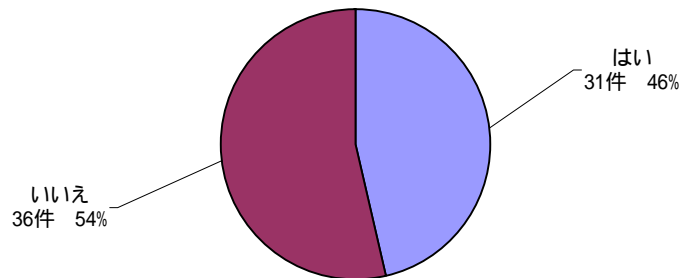
サービスを利用していない方のうち、46%の方がサービスを利用したいという希望があり、また、サービス利用を希望しない方の中で30%の方が日常生活で困った事があるという回答でした。



(2) 今後、サービスを利用したいという希望がありますか。

はい いいえ

サービスの利用希望はありますか

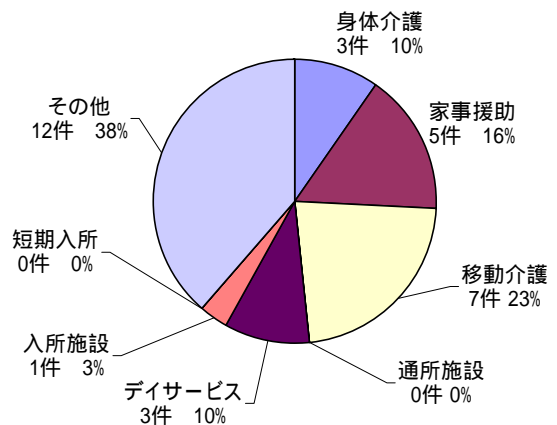


(3) (2)で はいの方、どのサービスの利用をご希望ですか。

サービスの種類()

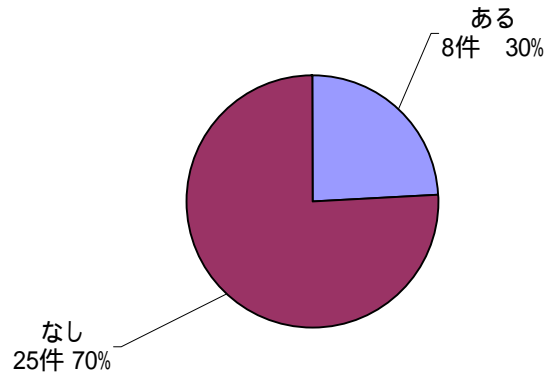
希望サービスの種類

約半数の人が、訪問系のサービスを希望していました。



- (4) (2)で いいえの方、現在、障害が理由で、日常生活で困っていることがありますか。
 ある なし

障害で日常生活上で困っている事は



- (5) (4)であるの方、具体的にどのようなことでお困りですか。ご記入ください。

一人で外出できない
 一般の人と一緒に働くのは辛い
 集まり等で聞き取ることが出来ない
 仕事の制限を受けるので生活困難

自宅で生活するのは無理
 騒音や店のBGMがストレスになる
 家事と仕事の両立が出来ず憂鬱

などがありました。

- Q8 既に支給決定を受けていて、サービスを利用していない方はご記入ください。

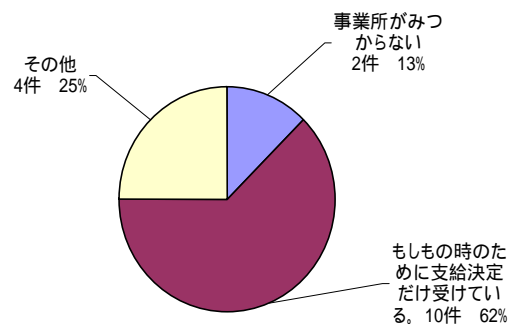
事業所がみつからない。

もしもの時のために支給決定だけ受けている。

その他()

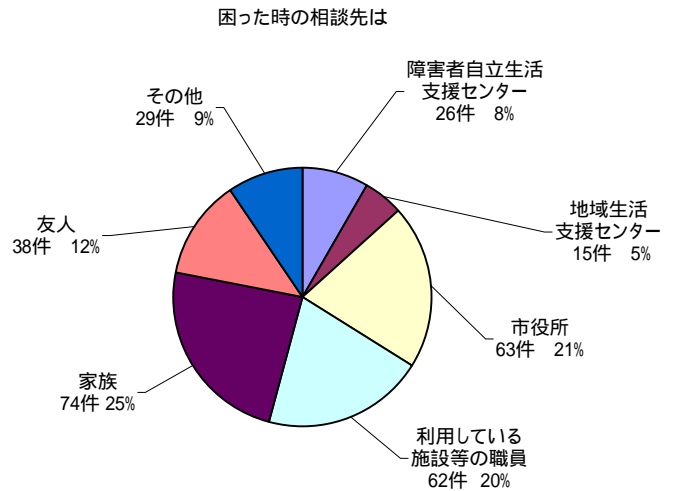
その他には、将来受けたい、準備が出来ていないなどがありました。全体的に現在は利用していないが、何かをきっかけにして利用する意向があるという結果となりました。

サービスを利用していない理由は



Q9 生活上で困った時、どのようなところ(どなたに)に相談しますか。複数回答可。

- 障害者自立生活支援センター
(社会福祉協議会)
- 地域生活支援センター(リヒト)
- 市役所
- 利用している施設等の職員
- 家族
- 友人
- その他()



市役所や、利用している施設職員、家族がほぼどれも2割程度であり、その他としては、通院している先生、隣人、ホームヘルパー、民生委員などがありました。

Q10 一般就労の希望についてお答えください。

- ぜひ就労したい(年後)
- 可能であれば就労したい (年後)
- 就労したいけど無理だと思う
- 特に就労は希望しない
- その他()

112人より回答があり、18%が一般就労を希望されています。しかし、無理だと思う人や希望しない人は67%にあたり一般就労の難しさを表しています。

ぜひ就労したい(年後)	12
1年後	9
2年後	2
3年後	1
4年後	0
5年後	0
6～10年後	0
可能であれば就労したい(年後)	8
1年後	3
2年後	3
3年後	0
4年後	0
5年後	2
6～10年後	0
就労したいけど無理だと思う	39
特に就労は希望しない	36
その他	17

Q11 障害者自立支援法では通所施設は次のようになります。

(利用者負担は原則1割負担ですが、非課税世帯に対しては軽減制度があります。)

ア 就労移行支援事業 一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労継続支援(雇用型・非雇用型) 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

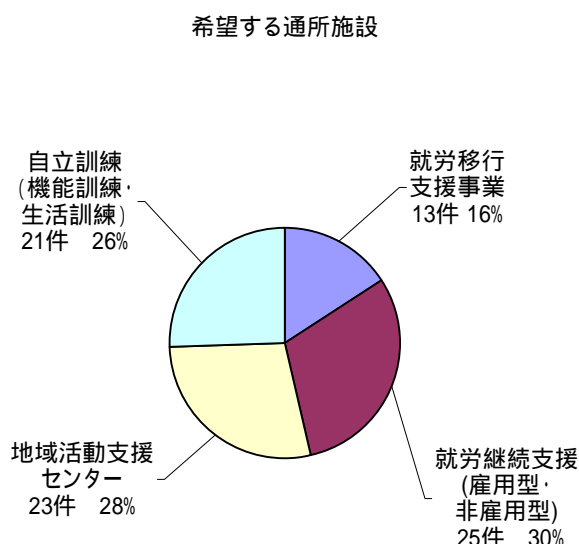
ウ 地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

エ 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

以上のような施設体系になりますが、将来ア～エの施設への通所を希望しますか？

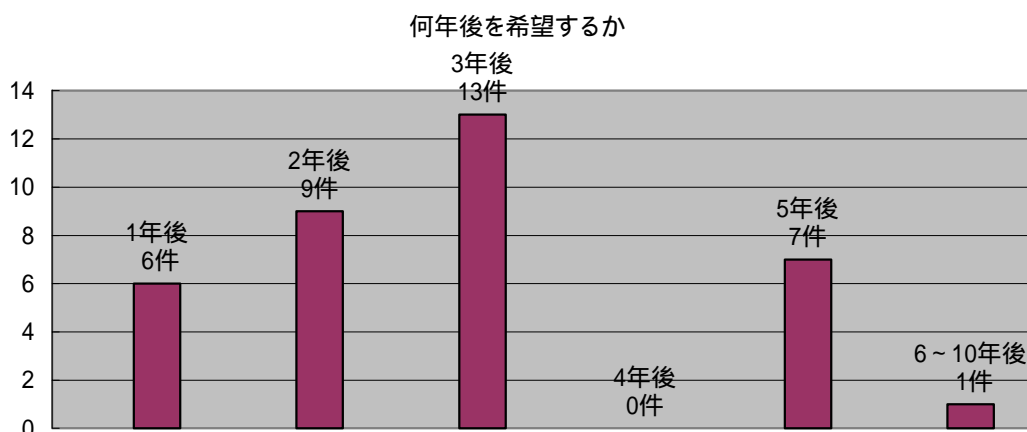
希望する 上記のア～エの中でお選びください。()

全体で137人より回答があり6割に当たる82人の方は通所を希望しています。施設体系別ではそれぞれに希望が分散し、また、希望者の78%は3年以内に通所を希望しています。



希望する方はだいたいでけっこうですので何年後かについてご記入ください。

(年後)



希望しない 理由を具体的にご記入ください。

()

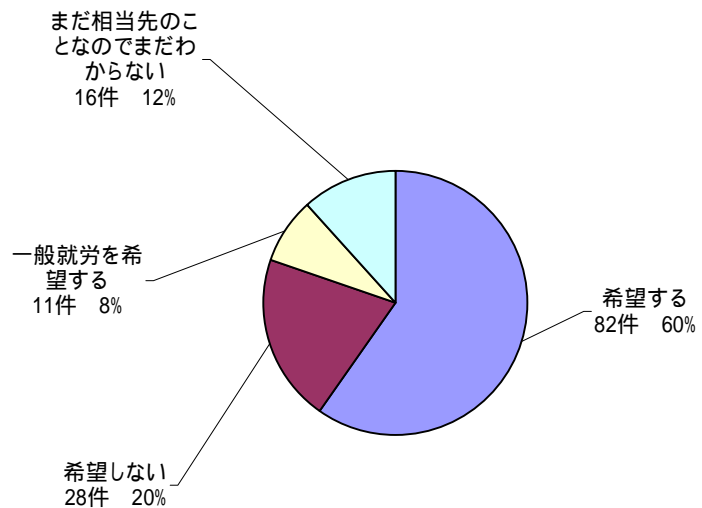
現状のままでよい
躁鬱が辛くても必要ない
自分で頑張りたい
一般就労している
すぐしたい
肉体的に無理だと思う
年をとっているので無理
今は親が世話できるから
今の仕事が気に入っているから
金を払ってまで作業所は嫌だ
必要ではない
現状が変わるといろいろ大変

日常生活の遊びを覚えてほしい
通所できるなら希望したい
作業所で間に合っている
詳しくはまだわからない
全部に興味がある
自分でどうにかやっけていける
自分・家族との時間が大事
60歳だから 目が見えないから
朝起きられないから
午後は嫌
一般企業就労中
今も通ってないから

一般就労を希望する

まだ相当先のことなのでまだわからない。

就労の希望状況



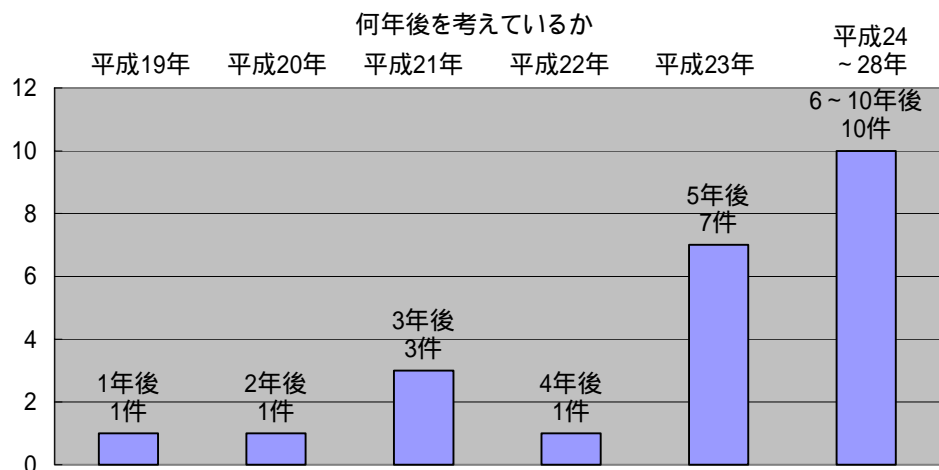
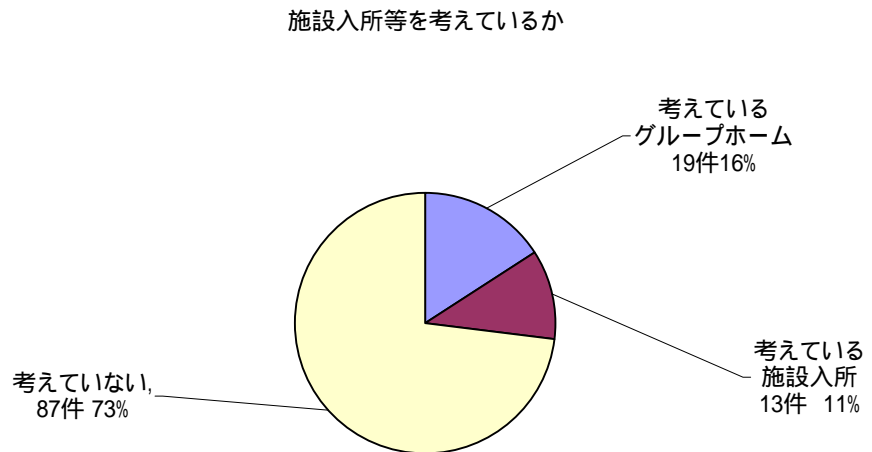
Q12 将来、グループホームへの入居・施設入所等をお考えですか。

考えている(グループホーム 施設入所)

考えていない

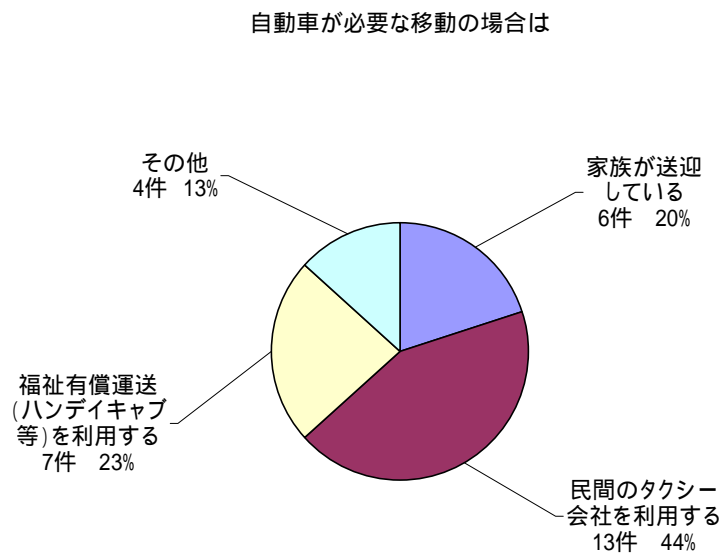
考えているとお答えの方はだいたいでけっこうですので、何年後くらいに入居・入所を考えているかお答えください。(年後)

119 人の方から回答をいただき、73%の方は考えていないという結果でした。また、考えている方も5年後、6～10年後を考えている方が、74%を占めています。



Q13 車椅子等を利用して、外出(通院・買い物等)する方にお聞きします。自動車が必要な移動の場合、どのようにしていますか。

家族が送迎している。
民間のタクシー会社を利用
する。
福祉有償運送(ハンデイキ
ャブ等)を利用する。
その他()



30 人の方から回答をいただきました。有料の民間タクシーや福祉有償運送を利用している方が全体の 67%を占めています。その他としては、利用している事業所での送迎や、バス・電車の利用、自分で車を運転している方もいました。

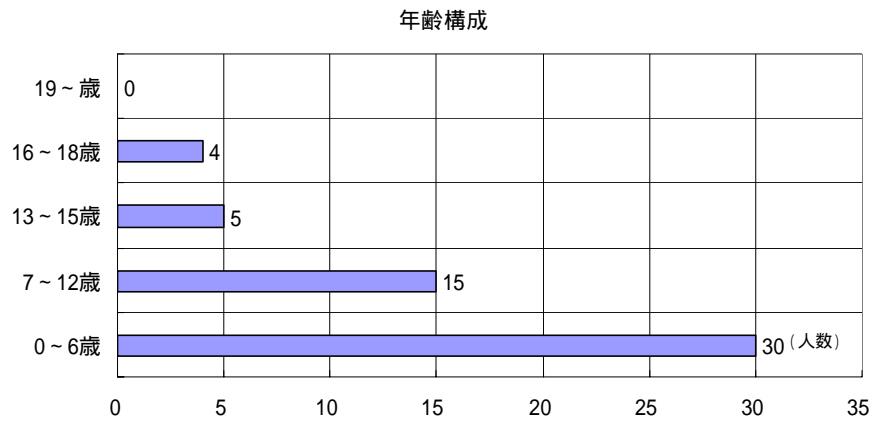
Q14 お気づきの点、今後ご希望のサービス等がありましたら、ご自由にお書きください。

今までもありがたいと思っている。
今後も作業所に通所したい。居場所をなくさないで。
作業所を利用していろいろな作業をしてみたい。
一般会社にもっと受け入れてほしい。
楽しくて面白い仕事を増やしてほしい。
現在の作業所の型を継続してほしい。
もう一箇所精神障害の作業所を作ってほしい。
グループホームを増やしてほしい。
身体介護の使い勝手が悪い。他の事業所も開放してほしい。
作業所の工賃をもう少し上げてほしい。
不安になるので、作業所の体制を変えないでほしい。
作業所や喫茶店の仕事がこれからもあればいい。
創作工房という作業所も視野に入れて。幅広い支援を考えて。
入院費が年々高くなり、支払いが厳しい。生活に希望が持てない。
希望者には災害後の安否の確認ができてほしい。
援助者の質の向上を願う。
障害の有る無しに関わらず「つどいの場」がほしい。
サービスのことを知って安心した。
当事者が多くの選択肢から自分にあったものを選びたい。
精神障がい者のための作業所存続をおねがいしたい。
重度障がい者のためのグループホーム建設をいそいでほしい。
いつも暖かく見守ってくれて感謝している。
一回のヘルパーを2時間にしてほしい。
親が高齢になったとき施設入所したい。利用者負担が多い。
シルバーセンターにパソコンを習いに行きたい。
65歳になったらヘルパーを使用したい。
一人のとき主に掃除してくれる人がほしい。水曜もりヒトを開けてほしい。
自分がどのサービスを受けられるのかわからない。
自己負担の軽減。
精神障がいの人にもタクシー券を発行してほしい。
自ら訴えることが困難な弱者にやさしい福祉を願っている。
窓口を一つにして本当に困った人の力になってほしい。
利用者負担と昼食負担は苦しい。一割負担をなんとかしてほしい。
帰省したらグループホームの自室の掃除はしてもらえないか。
仕事をまとめて各作業所に振り分けるシステムはできないか。
短期入所施設が増える取り組みをしてほしい。
何もサービスを利用していない人には何もなくていいのか。

2 児童・生徒編

Q1 ご本人についてお伺いします。

(1) 年齢はおいくつですか。

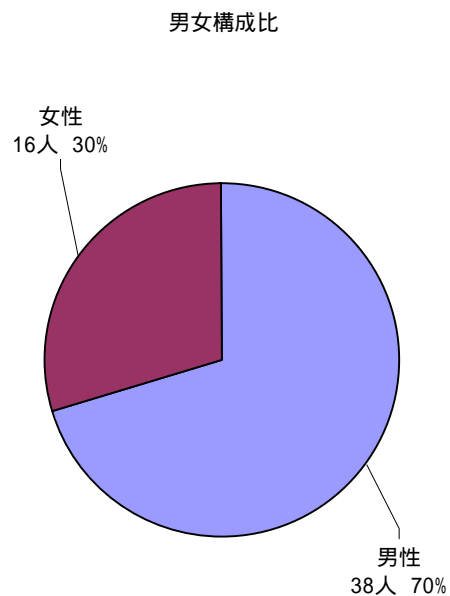


54 人全員から回答がありました。0 から 6 歳がほぼ半数の 30 人になりました。

(2) 男性ですか女性ですか。

男性 女性

54 人全員から回答があり、7 割の 38 人が男性でした。



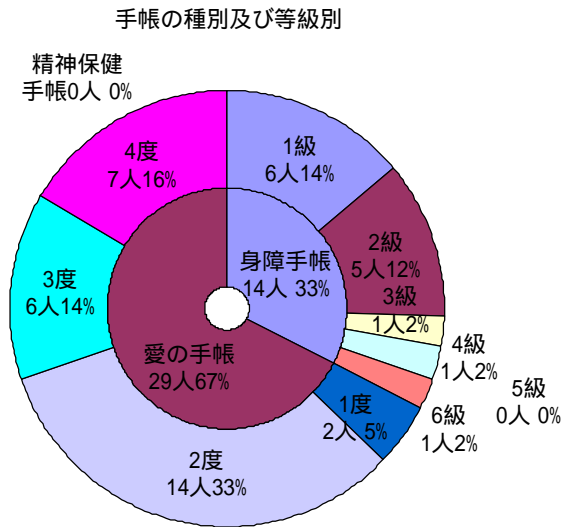
(3) 障がい者手帳をお持ちですか、お持ちの場合は種別と程度についてもご記入ください。

持っている（身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳）
 （ 級 度 ）

持っていない 障がいの内容を（ ）内にご記入ください

持っていない方 17 人
 無回答が 11 人。

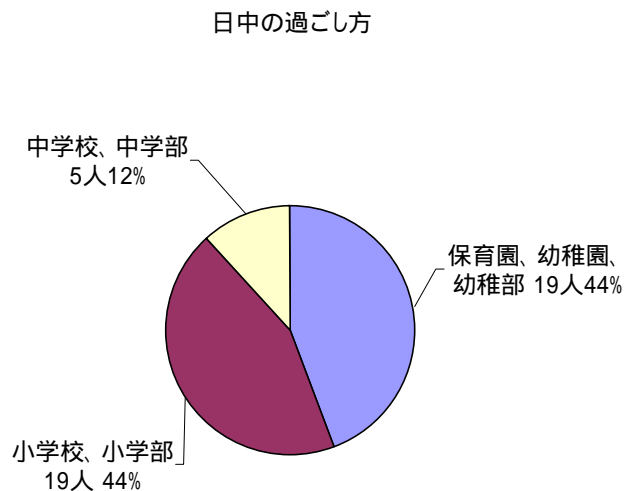
また、37 人の所持者のうち
 重複手帳所持者は 6 人でした。
 持っていない人の内容とし
 ては、発達の遅れ、社会性の
 なさ、アスペルガー障害など
 でした。



Q2 日中の過ごし方についてお答えください。

保育園・幼稚園・幼稚部 小学校・小学部 中学校・中学部
 高校・高等部 児童デイサービス その他()

無回答が 11 人あり、43 人より回答がありました。



放課後等の過ごし方について具体的にご記入ください。

家庭

自宅で友人と遊ぶ

おもちゃ遊び

テレビ

宿題・工作・絵を描く・習い事

公園

個別指導・ヘルパーと遊ぶ

買い物

友人宅

デイサービス

夏休み等、長期間に渡る休みの時の過ごし方について具体的にご記入ください。

自宅

習い事・家庭学習

友人宅

公園

サマースクール

ぱる

児童館・など

障がい児対応の学童

デイサービス

外出 買い物

何をさせようか困っている

病院・療育訓練

プール

普段出来ないこと

保育園

療育施設通所

家庭・帰省

祖父母宅宿泊 祖母・親戚宅 旅行

Q4で利用しているとお答えいただいたサービスについてサービス別にご記入ください。時間(日)数等は1ヶ月当りをお願いします。

利用しているサービス _____

支給決定時間・日数 _____ (時間・日)

現在利用している時間・日数 _____ (時間・日)

サービスの利用時間は、必要な時間数を満たしていますか？

もっと多くの時間・日を利用したい。

ご希望の時間・日数 _____ (時間・日)

ほぼ必要な時間・日数を満たしている。

その他(_____)

Q4
サービスごとの利用希望

(1) 身体介護

		支給決定時間数					現在利用している時間数					希望の時間数					もっと多く	必要を満たしている	その他				
		0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }					3 }	4 }	5 }
		0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }				記入
		9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9				
1	身体																						厳しい条件の中支給されている、時間の記入なし
2	身体																				1		毎日、お風呂をヘルパーに頼みたい
3	身体																					1	
4	身体・知的																				1		余裕がほしい
5	知的																					1	

(2) 移動介護

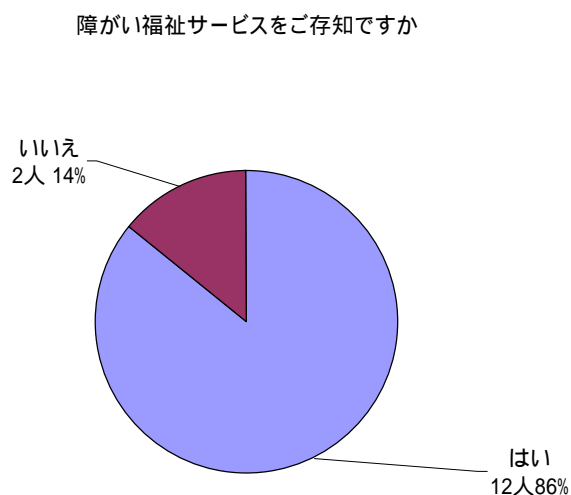
		支給決定時間数					現在利用している時間数					希望の時間数					もっと多く	必要を満たしている	その他				
		0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }					3 }	4 }	5 }
		0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }	0 }	1 }	2 }	3 }	4 }	5 }				記入
		9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9	9	1 9	2 9	3 9	4 9	5 9				
1	身体																						厳しい条件の中支給されている、時間の記入なし
2	身体・知的																						
3	身体・知的																					1	送迎(学校 - 自宅)に使えるのなら足りない
4	身体・知的																						
5	知的															20						1	
6	知的																						1
7	知的																						
8	知的															20						1	
9	知的																						1
10	知的																						1
11	知的																						1
12	知的																						1
13	知的															20						1	

Q5 サービスを利用していない方にお聞きします。

(サービスの種類はホームヘルプ等Q4の ~ のようなサービスがあります。)

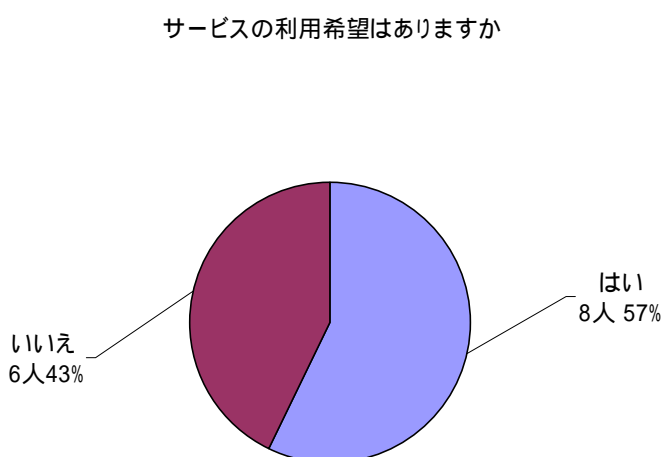
(1) 上記のようなサービスがあることをご存知ですか？ はい いいえ

サービスを利用していない方で
障害福祉サービスをご存知の方
は86%にあたり、今後サービス
を利用したい方は57%になり
ました。



(2) 今後、サービスを利用したいという希望がありますか？ はい いいえ

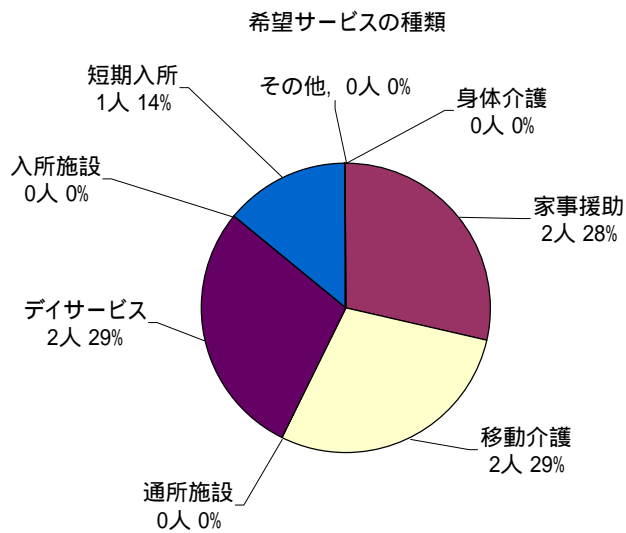
サービスを希望しない方の中
で33%の人が、日常生活の中
で困った事があるという回答
でした。



(3) (2)で はいの方、どのサービスを利用をご希望ですか？

サービスの種類()

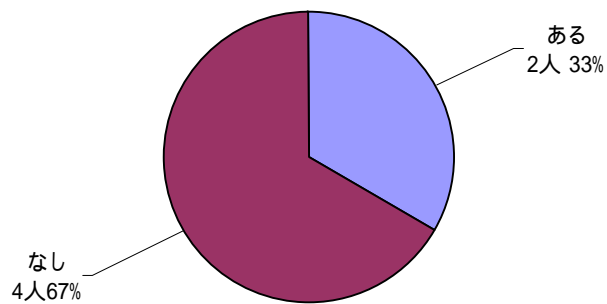
無回答は 2 人で、6 人中
重複回答は 1 件でした。



(4) (2)で いいえの方、現在、障害が理由で日常生活で困っていることがありますか？

ある なし

障害で日常生活上で困っている事は



(5) (4)であるの方、具体的にどのようなことでお困りですか？ご記入ください。

社会全般で知識と認識が乏しい。

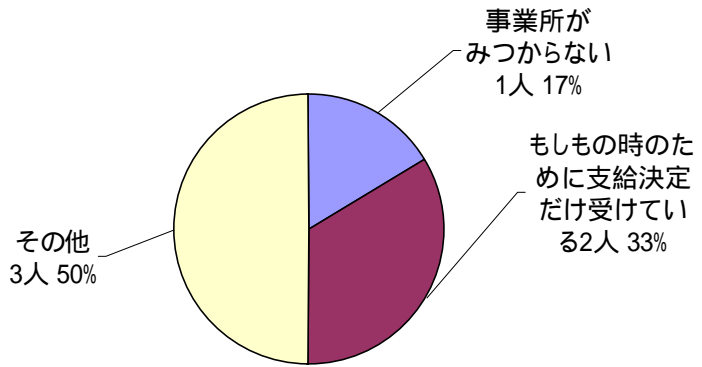
病院の付き添いで常勤での仕事が困難

Q6 支給決定を受けていてサービスを利用していない方はご記入ください。

事業所がみつからない。
 もしもの時のために支給決定だけ受けている。
 その他()

半数はきっかけ次第では利用の意向がある。その他としては、選べる情報が乏しい、短期入所など希望に沿わない、使用方法を検討中などでした。

サービスを利用していない理由は

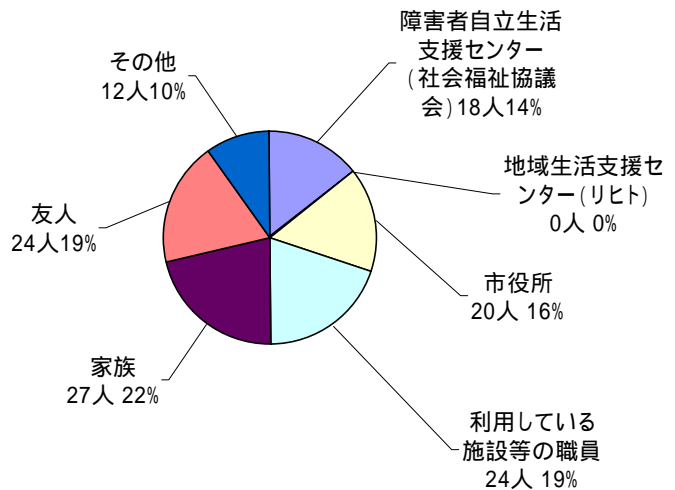


Q7 ご本人の生活上で困った時、ご本人及び保護者のかたは、どのようなところ(どなたに)に相談しますか。複数回答可。

障害者自立生活支援センター(社会福祉協議会)
 地域生活支援センター(リヒト) 市役所
 利用している施設等の職員 家族 友人
 その他()

家族が一番多く 22%を占めていますが、地域生活支援センター以外はほぼ20%前後でした。その他としては、幼稚園の先生、病院の先生、東京都教育相談室、成育医療センターや障がいのある子どもがいる家族などでした。

困った時の相談先は



Q8 障害者自立支援法では通所施設は次のようになります。

(利用者負担は原則1割負担ですが、非課税世帯に対しては軽減制度があります。)

ア 就労移行支援事業 一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労継続支援(雇用型・非雇用型) 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

ウ 地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

エ 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

以上のような施設体系になりますが、将来ア～エの施設への通所を希望しますか。

希望する

ア～エの中でお選びください

()

希望する方はだいたいでけっこうです。何年後かについてご記入ください

(年 月)

希望しない

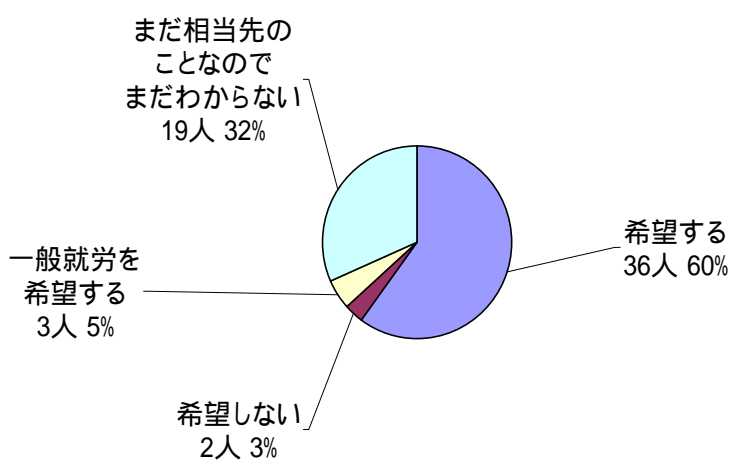
理由を具体的にご記入ください。

()

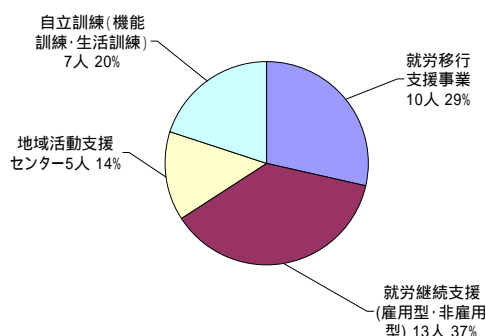
一般就労を希望する

まだ相当先のことなのでまだわからない。

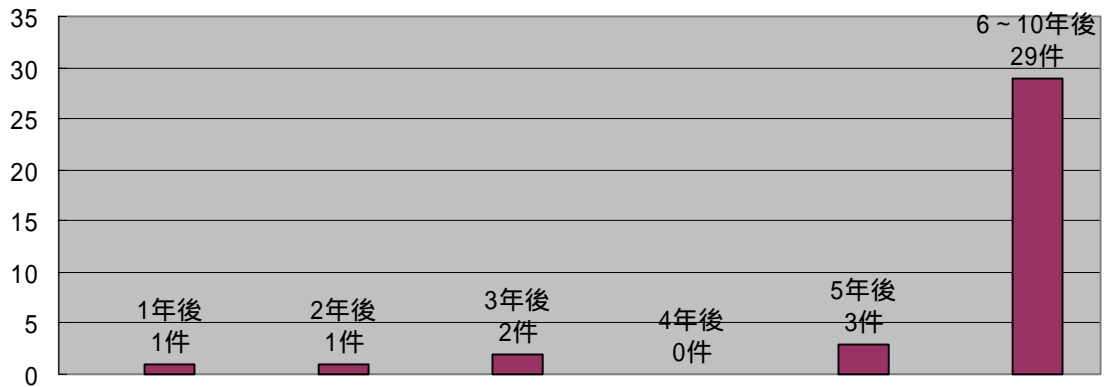
施設通所の希望



希望する通所施設



何年後を希望するか



通所を希望する方は60%で、5年後までに7名の方が希望し、その他29名の方は6年後以降という回答をしていました。

希望しない 理由を具体的にご記入ください。

短期入所など希望に添わない

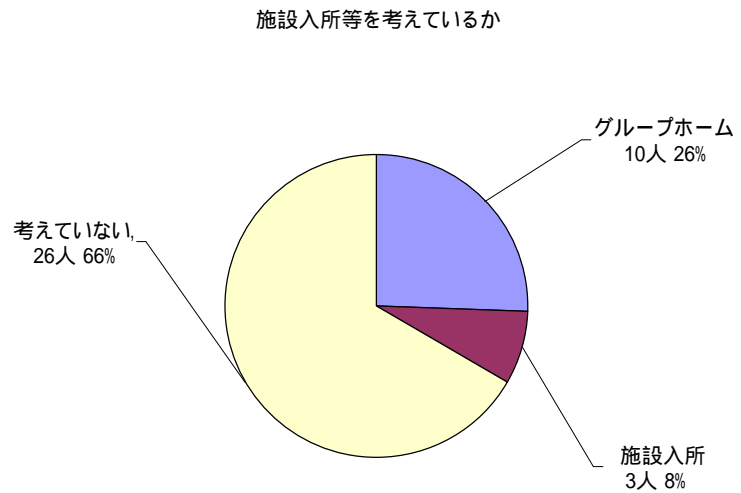
使用方法模索中

施設通所の希望は高く、60%を占めています。更に、その希望の割合として就労継続支援と就労移行支援事業を合わせると66%になります。就労が困難であっても多くの方は働く場の提供を求めており、一般就労や、就労に必要な知識や能力の向上を求めています。

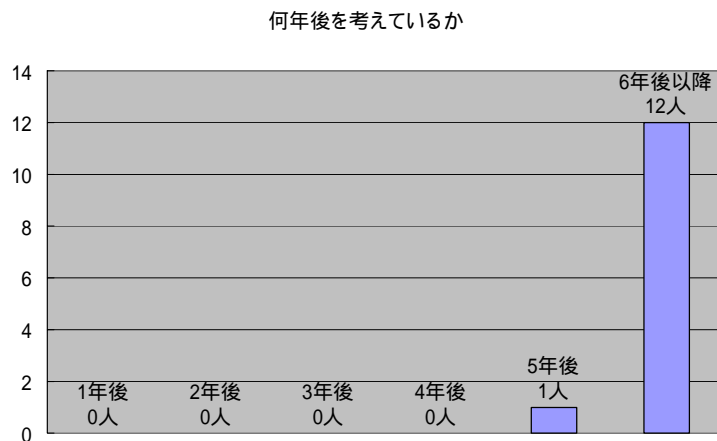
また、何年後を希望するかとの問いには、ほとんどの方が6～10年後となっています。

Q9 将来、グループホームへの入居・施設入所等をお考えですか。

考えている
 (グループホーム 施設入所)
 考えていない



考えているとお答えの方は
 だいたいでけっこうですので、何年後
 くらいに入居・入所を考えているかお
 答えください。 (年後)



約3分の2にあたる66%、26人の方は施設入所は考えていませんが、残りの44%の方はグループホームまたは施設入所をお考えです。1名の方が5年後、その他の方は6年後以降と回答していました。

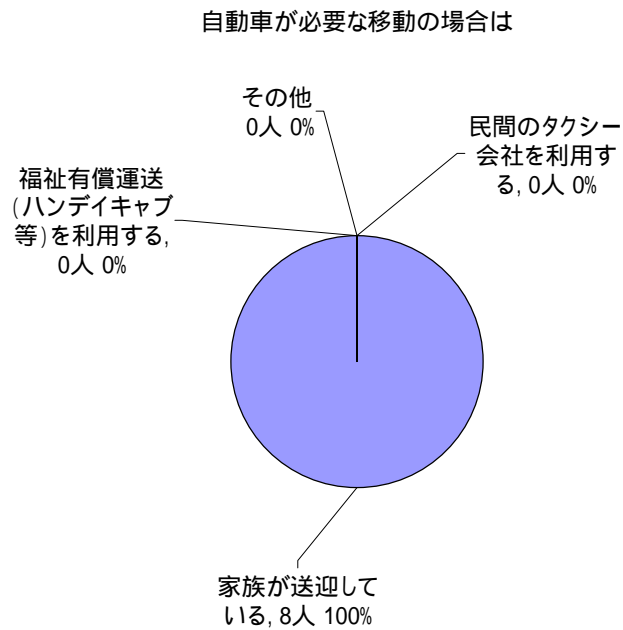
Q10 車椅子等を利用して、外出(通院・買い物等)する方にお聞きます。自動車が必要な移動の場合、どのようにしていますか。

家族が送迎している。

民間のタクシー会社を利用する。

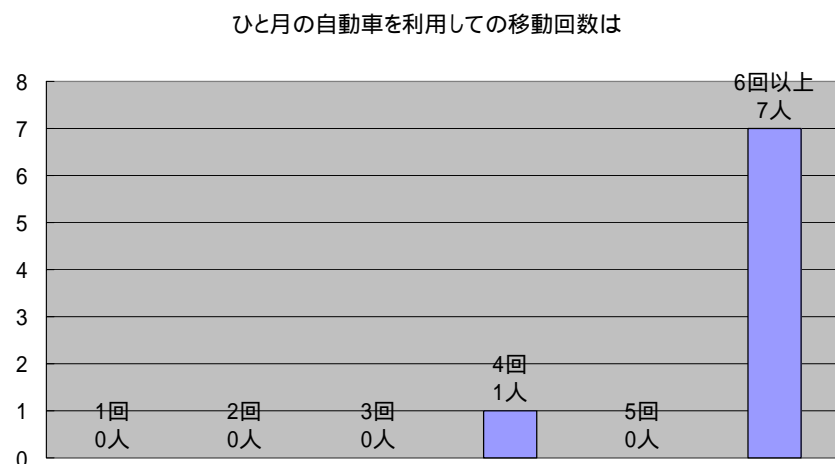
福祉有償運送(ハンディキャブ等)を利用する。

その他()



上記のように自動車を利用しての移動は一月に何回程度ありますか ()内に回数を記入ください

()回/月



対象が児童のため、外出に関しては全ての方が家族の送迎に委ねている結果となり、ひと月に6回以上の移動をしている方がほとんどです。

Q11 お気づきの点、今後ご希望のサービス等がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・児童デイサービス（ぱる）を小学校卒業まで継続してほしい。
- ・ぱる以外にも発達障がい児のための施設がほしい。
- ・費用がきつい。就学後の送迎サービスを考えてほしい。
- ・サービスを増やして。費用カットなどが多すぎる。
- ・技術の向上。情報をいつでも見れるようにして。施設の増設。
- ・狛江にも医療的行為をしてくれるショートステイがあるといい。
- ・進路指導してほしい。廃校を各種訓練校に利用したい。
- ・親亡き後の居場所を早急に考えてほしい。
- ・学童期にも未就学児のようなデイサービスがあると助かる。
- ・子どもを施設に入れず狛江に住み続けることはできないか。
- ・所得や共働きの有無に関係なく利用できるようにしてほしい。
- ・通所施設の駐車場・交通機関の確保。
- ・家事援助も必要だが、本人と会話してほしい。
- ・今のやり方ではサービスをうまく使えない。弱者の味方になって。
- ・一日単位で通える施設がほしい。仕事ができなくて困っている。
- ・移動介護をこれからも継続したい。
- ・緊急時に子どもをすぐ預かってもらえるようにしてほしい。
- ・障がい児が安心して遊べる場所がほしい。
- ・重度の障害があっても地域で安心して暮らせる施設がほしい。
- ・費用負担が困難。中途障がい児への丁寧な説明がほしい。
- ・今までのように小学生高学年にも移動支援を認めてほしい。
- ・移動介助に学校から自宅の送迎を認めてほしい。
- ・サービスの充実。
- ・自立支援法による一割負担が大きい。狛江独自のサービス希望。
- ・障がい児の個性に応じて家庭もふまえた個別支援をしてほしい。
- ・移動支援・デイサービスの見直し。
- ・障害の有無に関わらず利用できるサービスを考えてほしい。
- ・小学生の遊び場が足りない。広くて自由な公園がほしい。
- ・自立支援法は学校生活での自立の妨げになっていると思う。
- ・希望者全員が通える施設を計画的に作ってほしい。

3 事業所編

サービス提供地域（複数回答）

狛江	16事業所	稲城	1事業所
調布	9事業所	国立	1事業所
三鷹	3事業所	日野	1事業所
府中	3事業所	八王子	1事業所
多摩	2事業所	世田谷	6事業所
国分寺	2事業所	杉並	1事業所

Q1 現在のサービス提供の対象。複数回答可。

高齢者	14
障がい者	13
その他	1（民間・自費サービス）

障がい者に対するサービスを提供していない場合は、その理由または参入する条件をご記入ください。

- ・ 今後、申請予定（検討中）
- ・ 参入するだけの利用需要とサービス提供体制についての見込みが立てられない。
- ・ 障がい者居宅サービスの需要バランスが未知数のため、参入した場合の採算性が問題。
- ・ 障がい者サービスの新規担当スタッフを雇用しなくてはならないため、人件費の増大。

障がい者に対するサービスを提供する予定がある場合は Q2以下すべてお答えください。予定がない場合は Q3、Q9のみお答えください。

Q2 Q1で障がい者にサービスを提供しているとお答えの事業所にお聞きします。精神障がい者に対するサービスを提供していますか。

している 6
 していない 7
 無回答 3

していないとお答えの場合は、その理由または参入する条件等をご記入ください。

- ・ 依頼がない
- ・ 人材不足のため
- ・ スタッフ体制の不備。スタッフの技術・知識の習得
- ・ 現状の利用者の対応のみで精一杯
- ・ 18年3月時点で、利用者がいなかったため、事業所指定を取らなかった。
- ・ 精神障がい者の介護経験があるヘルパー確保が難しいため

Q3 在籍している居宅介護従業者数についてお聞きします。

居宅介護	0人 ~ 5人(4事業所)
	6人 ~ 10人(1事業所)
	11人 ~ 20人(3事業所)
	21人 ~ 25人(2事業所)
	26人 ~ 30人(1事業所)
31人以上 ~	(5事業所)

視覚障がい者ガイドヘルパー	0人 ~ 5人(14事業所)
	6人 ~ 10人(事業所)
	11人 ~ 20人(1事業所)
	21人 ~ 25人(事業所)
	26人 ~ 30人(事業所)
30人以上 ~	(1事業所)

* 視覚障がい者ガイドヘルパー養成講座を市等で実施すれば参加いただけますか。

ぜひ参加する 4
 参加する 8
 参加しない 1
 その他 3

Q4 行動援護のサービスを提供していますか。

サービスを提供している	4
サービスを提供していない	8
今後サービスを提供する予定	3
その他	0
無回答	1

Q5 平成18年10月から障害者自立支援法が本格施行されますが、今後の居宅介護従事者数についてお答えください。

現状で対応	8
増員を考えている	5
減員を考えている	0
その他	2
無回答	1

Q6 サービス利用計画作成を含めた相談支援事業を行う予定がありますか。また、予定がある場合はいつ頃の予定かをご記入ください。

予定がある	4
10月頃～	2件
19年4月頃～	1件
予定がない	11
無回答	1

Q7 平成18年10月から、移動支援は市が実施する地域生活支援事業になります。10月以降の移動支援事業についてお聞きします。

サービスを提供する	9
資格・単価等によってはサービスを提供する	2
サービスを提供しない	3
その他	1
無回答	1

及び とお答えの事業所は、その理由または参入する条件等をご記入ください。

- ・ 支援費に参入するか未定のため、市が説明会を行ってほしい。
- ・ 現行の介護保険制度の報酬と同等もしくは、それ以上、資格取得に対する補助

Q8 新体系事業は次のようになりますが、実施予定に事業に を付けてください。
複数回答可。

身体介護	15
家事援助	15
重度訪問介護	7
行動援護	5
重度障害者包括支援	1
短期入所	2
移動支援	7
その他	0
無回答	1

Q9 サービスを提供する上での問題点、障がい者を対象にしていない事業所においては、参入するための問題点等、また、どのような事でも障がい福祉に関することで、ご意見等ありましたらご記入ください。

- * 制度が煩雑で利用者も混乱している。請求書類も多く、事務面で簡素化してほしい。
- * 利用者に対する制度の変更内容、サービス内容等の周知徹底をしてほしい。
- * 利用者へのサービス提供の主旨が不明確のため、サービス提供の理由や必要性を明確にしてほしい。
事業者では、利用者の希望なのか支給内容なのかの判断ができない場合がある。
- * 制度変更の情報提供、狛江市としての考えなどを事業者へ提供する機会を設けてほしい。事務処理上の対応が各事業者によって違いがあり、市側の回答も違いが見られるので統一した対応をお願いしたい。
- * 障がい者の居宅サービス事業、実施事業者分が現行の数で足りているのかわからない。
需要要望があれば新規参入も考える。
- * 障がい者ヘルパー養成講座を確立してほしい。
- * 研修、勉強会を増やしてほしい。
- * 知的障がい者に対しての、事業所向け講演会を企画してほしい。
- * 介護保険同様に事業所連絡会議を行って情報交換ができるようにしてほしい。
- * 支援費基準の改正の影響がかなりあり。10月からの移動支援の単価がどのくらいだろうか大きな不安がある。労働条件の悪い中で現在の運営、更なる単価引き下げは事業所の存続に響いてくる。
- * 障がい者を対象にしていない事業所にも同じアンケートをお願いしているのか。そうであれば、もう少し自立支援法について説明も含んだ質問にしたほうが親切だと思う。
- * 民間事業者レベルで、本格参入できる事業採算性が認められない。

狛江市市民福祉推進委員会 障がい作業委員会名簿

平成 19 年 3 月 31 日現在

番号	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	小野 敏明	(委員長)
2	学識経験者	岩崎 晋也	(副委員長)
3	公募による市民・市内在勤者	東 貴宏	
4	公募による市民・市内在勤者	徳武 孝	
5	公募による市民・市内在勤者	中川 信子	
6	公募による市民・市内在勤者	米澤 薫	
7	公募による市民・市内在勤者	津田 正枝	平成 18 年 6 月 30 日任期満了
8	公募による市民・市内在勤者	松村 隆	平成 18 年 6 月 30 日任期満了
9	公募による市民・市内在勤者	松川 裕子	平成 18 年 3 月 31 日任期満了
10	高齢者・障害者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者	小野 翠	
11	高齢者・障害者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者	須崎 武夫	
12	高齢者・障害者・児童・社会福祉等の施設並びに団体等の関係者	大畑 恵美子	平成 18 年 6 月 30 日任期満了
13	保健・医療関係者	長谷川 泰	
14	保健・医療関係者	保坂 孝二	

第2次あいとぴあレインボープラン - 障害者分野編 -
[重点対応事業進捗状況]

1. 地域での自立生活の推進

<p>事業番号39 利用制限の見直し</p> <p>支援費制度以前に利用制限を設けていたサービスのうち、支援費のサービスに移ったものは制限を撤廃した。</p>
<p>事業番号40 障がい者ホームヘルプサービス事業</p> <p>障害者自立支援法の施行により、知的・身体・精神の3障害を一元化し、必要なサービスを提供。</p>
<p>事業番号42 ガイドヘルパー派遣事業</p> <p>障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として実施。</p>
<p>事業番号43 心身障がい者(児)ショートステイ事業(緊急一時保護事業含む)</p> <p>極緊急時には、あいとぴあ施設内でヘルパー利用の一時保護を実施、ショートステイを行っている事業所との連携で利用施設を増やす努力をしている。</p>
<p>事業番号44 精神障がい者ショートステイ事業の検討</p> <p>障害者自立支援法の施行により、法定のサービスとして支給。</p>
<p>事業番号45 デイサービス事業</p> <p>東京都の地域デイサービス事業補助を受けて、デイサービスを行っている事業所に補助を実施している。新法に向けての対応が急がれる。</p>
<p>事業番号48 重度・重症心身障がい者等への在宅支援の推進</p> <p>重度化が進んだ在宅生活者に関しては、本人・家族と十分協議して、ショートステイやミドルステイの利用を進めている。</p>
<p>事業番号55 24時間対応の整備検討</p> <p>介護の問題やサービス事業者等に対する苦情などは、問題が起こったそのとき直ぐに相談したいという場合が多い。相談対応が迅速にできれば、問題が大きくならずに済む場合も少なくない。問題を早期に解決するため、24時間介護等に係る緊急相談などの対応が可能な体制を整備し、併せて苦情処理についても対応する「24時間電話相談サービス」等の設置について検討していきたい。</p>
<p>事業番号56 地域の自立生活支援事業</p> <p>各種の障がいを持つ人たちに対し、その障害の特性に対応できる相談やケアマネジメントを含めて生活支援が可能な地域生活支援センター整備と的確な支援の充実を図っている。</p>
<p>事業番号57 授産施設等の整備</p> <p>平成15年10月から福祉作業所の分室を設置。平成16年4月からは、第三福祉作業所として、定員19人の新たな作業所を設置。重度身体障がい者通所訓練施設については、平成17年度から利用定員の増に対応した。</p>

事業番号58 精神障がい者地域生活支援センター

精神障がいの人たちが必要としていた当該施設については、公設民営でありとぴあセンター内に平成16年の10月に設置、事業開始している。

事業番号60 生活寮・グループホームの整備

知的障がい者のグループホームについては、3年間の生活体験寮の経験を踏まえて平成16年4月から、4人型1施設が事業開始。重度心身障がい者グループホームについても設置を検討中だが財政的に困難。

事業番号61 知的障がい者入所更正施設入所枠の確保

三鷹市に新設された知的障がい者入所更正施設に2名分の入所枠を確保。平成15年4月から利用開始している。

事業番号62 精神障がい者ショートステイ利用施設の確保

障害者自立支援法の施行により、法定のサービスとして支給していく。

事業番号63 重度心身障がい者ショートステイ利用施設の確保

重度身体障がい者は、平成17年度から近隣に療護施設が開設し、ショートステイとしての利用が可能となった。重度知的障がい者については、支援費移行に伴い委託を廃止したが、法人等との連絡を密にし対応している。

事業番号79 障がい者向け公営住宅確保

関連諸機関への要請行動等はまったくできておらず不十分。

事業番号81 障がい者用住宅の確保

良質な障がい者住宅確保に向けた取り組みはできていない。

事業番号82 送迎バスサービス事業

地域循環型の福祉バス3台のうち1台を朝晩の施設送迎に活用、重度の心身障がい者の送迎を行っている。また、中軽度の知的障がい者が自主的に福祉バスを利用して通所している。

事業番号84 フリーハンディタクシー運行事業

平成17年度から障がい者移送サービス事業に一本化。委託方式から福祉タクシー券利用方式に移行。

事業番号89 コミュニティバスの運行事業

平成16年度から3台の福祉バスにより市内循環型のバス運行を開始した。

事業番号90 地域の核となる施設の整備

身体・知的については障がい者自立生活支援センターが、精神については精神障がい者地域生活支援センターが核となって活動している。

事業番号91 就労・生活支援機能の整備

就労・生活支援センターは設置する予定。

事業番号98 療育システムの構築

医療・保健分野、早期療育・教育など各段階での支援体制の連続性確保に向けて、療育システムの構築を目指している。

事業番号101 機能回復訓練事業

介護保険事業と連携して、仲間づくり、自立性の維持・増進に向け、通所や訪問による機能回復訓練を実施している。

事業番号108 統合保育の推進

障がいのある子どもとない子どもが、お互いの理解を深め協力しながら共に育つ環境づくりの一環として、積極的に統合保育を実施している。

事業番号114 障がい児の放課後健全育成事業

養護学校に通っている児童を含めて、放課後クラブ、学童保育所、フリースペース等での障がい児の受入を実施している。

事業番号119 公共機関における障がい者雇用の推進

市あるいは関係団体の職員等を新規採用する際に、法定比率以上の障がい者を雇用するよう求めていく。

2. 地域活動と社会参加

事業番号93 地域での居場所づくり

であい、ふれあい、ささえあいの場の確保策の一つとして、地域住民が自由に集える「ふれあいの家構想」を内部検討。

事業番号123 スポーツ・レクリエーション大会等の充実と支援

国あるいは東京都主催の障がい者大会等への参加の呼びかけなどを行っているが、市の予選大会等の実施はできていない。

事業番号124 スポーツ施設等の充実

あいとぴあセンター内の健康増進室の充実や4階のプールで水泳教室を実施している。

事業番号126 スポーツの健康づくり相談

トレーニングの効果を高めるため、トレーニング前後や途中における健康相談などを実施している。

事業番号127 文化活動の推進

障がい者青年学級などの活動を通じて、障がい者活動のリーダー養成等に努めている。

事業番号128 活動への支援

障がいのある人となない人たちが一緒に行う文化活動に向けた支援については、ほとんど準備が進んでいない。

事業番号131 青年学級の充実

障がい者青年学級活動において、ボランティアスタッフ・活動内容の充実に努めている。

事業番号132 出前図書サービス

図書館で出前図書サービスを実施している。

3. 相談体制とケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

事業番号1 総合相談の充実

市の福祉総合相談は、福祉構造改革の対応等もあり、一人のケースに一人のケースワーカーがすべての相談に対応する総合相談担当の維持が困難となった。このため、平成16年4月から福祉総合相談の窓口機能を残しつつ、高齢、障害、子育ての分野別に1課完結型の窓口対応とした。他の障がい者関係の支援センター等の相談・支援機関との連携強化を図っている。

事業番号2 相談業務間の連携の強化

市が委託あるいは法人の各種相談窓口担当者との定期的な連絡会などを通じて連携の強化に努めている。

事業番号3 専門研修の充実及び専門職の配置

現状では、専門職の配置は困難であるが、保健師、社会福祉士、介護福祉士等の配置に努めているほか、各種専門研修等への参加や相談員の資質の向上に努めている。

事業番号4 精神保健福祉相談事業

障害福祉係に精神保健福祉相談研修を受けた保健師を配置、多摩府中保健所の医師や保健師と連携して、精神保健福祉相談事業全般に対応している。

事業番号5 ケアマネジメント、ソーシャルワークシステムの構築

退院計画等ケースによっては、医師、保健師、看護師、ソーシャルワーカー等によるケアマネジメント会議を開くなどの対応を行っているが、システムとして機能させるまでには至っていない。

事業番号6 人材の養成

障がい者ケアマネジメント研修や精神障がい者相談研修等、障害分野の相談やケアマネジメントに対応できる能力を高めてもらうため、担当者には、できるだけ研修に参加してもらうよう心がけている。

4. サービスの質の確保と選択を支える仕組みづくり

事業番号9 事業者等評価体制の基盤づくり

国がサービス評価を義務付けている事業は、現在、都が補助して評価を実施。都は、国に準じてサービス評価を実施してほしい事業について、評価を受審した事業所に対し市町村を通じて補助を実施。市は、都の補助対象事業について平成16年度から実施。

事業番号10 第三者機関の設置検討

市の逼迫した財政状況のこともあり、まったく検討できていない。

事業番号12 情報開示の推進

第三者評価を受けた事業所情報については公開する。条例への情報開示の義務規定については、費用負担の関係もあり未検討。

事業番号13 情報提供体制の整備

市のホームページに障がい者に係るサービス等の施策について、その内容を掲載している。サービス提供事業者の情報については今後検討。

事業番号27 事務体制の整備

サービスメニューごとに内容の案内と事務処理マニュアルを作成し、年間数件あるいは年間1件あるかないかという事業でも、利用者に対する正しい説明と的確な判断による決定が可能な体制を整備したい。

事業番号28 支援費等の検討

平成15年4月にスタートした支援費については、サービス低下とにならないよう注意して対応、家族状況等に十分配慮してサービス量を決定している。障害者自立支援法移行時も同様。

事業番号31 利用者支援体制の整備

平成15年10月から調布、日野、多摩、稲城、狛江の5市で設立した有限責任中間法人多摩南部成年後見センターが業務を開始。また、地域での生活を支援する「あんしん狛江」が平成16年1月に発足し、地域福祉権利擁護事業を実施。

事業番号34 福祉サービス事業者の質の向上

事業所の自己評価、苦情対応マニュアルの作成など、どの程度進んでいるかの調査もまだできていない。

事業番号36 苦情対応体制の整備

苦情対応は、夜間相談と併せて対応する方が効率的と考えられる。24時間介護等に係る緊急相談などの対応が可能な体制を整備し、併せて苦情処理についても対応する「24時間電話相談サービス」を検討したい。

事業番号37 事業者による対応の強化

サービスを実施している事業所との連携を強化し、事業所としての自己評価と併せて利用者からの苦情に対応できる体制の整備を促す必要があるが、現時点では事務処理体制の問題もあり不十分。

5. 当事者の参画と市民との協働のためのシステムづくり**事業番号133 計画策定への参画促進**

各種障がい者サービスを行っている団体等と調整し、協働体制で望む考えで進めていく。

事業番号135 障害当事者による地域福祉活動への支援

各種障害の相談事業や活動等に向け、障がい当事者によるピアカウンセリングや活動の体制づくりを進めている。

事業番号136 団体間のネットワークづくり

新法対応に向け、各種障害団体間の相互協力が必用なため、計画づくりを通じてネットワークを構築していく。

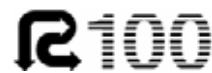
狛江市障害福祉計画
(平成18年度～平成20年度)

登録番号(刊行物番号) H19-10

発行日 平成19年6月

発行 狛江市健康福祉部社会福祉課
狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話 03-3430-1111(代表)
<http://www.city.komae.tokyo.jp/>

頒布価格 120円



古紙配合率100%再生紙を使用しています